

■はじめに 座談会

中央大学法曹会の現状と将来

日 時 平成四年一月十八日

会 場 中央大学駿河台記念会館

出席者（敬称省略・順不同）

中央大学法曹会創立四十周年

記念行事実行委員会委員長

松井 宣

同 式典部長（中央大学理事）

設楽敏男

中央大学法曹会前幹事長

深沢 守

中央大学法曹会副幹事長 深沢 守

同 財務部長（中央大学監事） 繩稚 登

中央大学法曹会副幹事長 増田浩千

中央大学法職講座運営委員会委員

中津靖夫

同 大学問題委員会委員 鈴木康洋

中央大学法曹会事務局長 中津靖夫

創立四十周年記念誌

依田敬一郎

編集部会委員 同

事務局次長 稲田 寛

中央大学法曹会幹事長 野宮利雄

猪股喜蔵

司会 同 編集部長（中央大学理事）

猪股喜蔵

松井 四〇周年の記念行事では、大変お世話になりました。有難うございました。今日

初めて四〇周年記念行事実行委員会委員長であります松井先生にご挨拶を頂戴します。

■挨拶



猪股 本日の司会

を担当させていた

だきます猪股でござい

ます。中央大

学法曹会は、昨年、

創立四〇周年を迎えて、いろんな記念

行事を実行して参りました。その一つとし

て座談会を持つこととされております。こ

の座談会の内容は、記事にして機関誌「中

大法曹」の第一三号に掲載することにして

おり、そのためには本日の座談会を持つた

次第でございます。本日は「中大法曹の

現状と将来」についてということをテーマ

にしております。ご協力を願いいたします



はまた、土曜日のところを、皆様方のご来席いただきまして誠に有難うございます。

をいただいて見ますと、われわれが母校のために非常にみんな真面目にやつてきているという感じが強いわけです。そしてまたこの資料を通して見ますと、こうした座談会をやつて、更に資料を残していくということが非常に重要ではないかと思つております。どうぞ今日は忌憚のないご意見をたまわりまして、座談会を盛り上げていただきたいと思います。



猪股 野宮

それでは、幹事長の野宮利雄先生にご挨拶をお願いいたします。

野宮 今日はお集まり有難うござい

ます。創立四〇周年記念式典の行事



設楽 記念祝賀会

はほんとに盛大に、

皆様のご協力をい

ただきまして有難

うございました。

今日は急にお呼び出しを受けまして、どういう話になるか分かりませんけれども、資料を拝見しましてまず聴見をした感じでは、中央大学法曹会が出た意見のはとんどが最近実現されているのです。いろいろ議論が出てくると思うのですが、これには誠に驚いております。今後、ますます法曹会が

八日に、お蔭様で盛大に行われたことはまことに有難く会員の先生方のお力添えであることを厚く御礼申し上げます。そして本

日は、四〇周年記念行事実行委員会の記念誌編集部会の担当する座談会でございますので、十分ご意見をご発表いただきまして、記念特集号を飾つていただきたいと思う

けでございます。短い、限られた時間でござりますけれども、宜しくお願ひをいたし

ます。有難うございました。

猪股 有難うございました。それでは、前幹事長で、この四〇周年記念行事を計画、立案されていただいた、現在、法人の理事

でもござります設楽敏男先生に、同じくご

挨拶を頂戴します。



綱稚 私は四〇周年記念行事委員会財務部長を担当させていただきまし

た綱稚でございま

す。中大法曹会には大分前からいろいろ関係をいたしておりますけれども、現在、学校法人中央大学の監事をやっておりますので、収入並に支出等につきまして、何かとお手伝いさせていただいたわけでございます。東京弁護士会に所属しております。一期は一期でございます。

北村 大学は三五年の卒業でございます。一七期で東京弁護士会に所属しております北村忠彦でございます。編集のほうのお手

活発な論議を通じて、大学に貢献されることを期待しお願いしたいと思います。以上でございます。

■自己紹介

伝いをすることに
なつておりますが、

大したお手伝いも
しておりませんが、
宜しくお願ひしま

から参加させていただいております。宜し
くお願ひいたします。
鈴木 康洋で
ございます。私は
法職講座運営委員
会の運営委員を仰
せつかつております。
して、過去、五年ちょっとと経過しました。
東京弁護士会所属で期は一五期になります
けれども、中大法曹の関係につきましては、
今迄、法職教育検討委員会に所属しており
ましたが、今回、大学問題委員会のほうへ
行けということで、これからいろいろと勉
強させていただきたいと思っております。
宜しくご指導いただきたいと思ひます。

稻田 審
稻田 寛でござ
ります。昨年
四月から中大法曹
会の事務局次長と
いうことで、東弁

鈴木 康洋で
ございます。私は
法職講座運営委員
会の運営委員を仰
せつかつております。
して、過去、五年ちょっとと経過しました。
東京弁護士会所属で期は一五期になります
けれども、中大法曹の関係につきましては、
今迄、法職教育検討委員会に所属しており
ましたが、今回、大学問題委員会のほうへ
行けということで、これからいろいろと勉
強させていただきたいと思っております。
宜しくご指導いただきたいと思ひます。

稻田 審
稻田 寛でござ
ります。昨年
四月から中大法曹
会の事務局次長と
いうことで、東弁

申します。第二東
京弁護士会所属で、
研修所は一五期で
ございます。法曹
会の副幹事長を仰せつかつております。大
学問題委員会を担当しております。どうぞ
宜しくお願ひいたします。
中津 中津靖夫で
ございます。所属
は第二東京弁護士
会でございまして、
現在は中大法曹会
の事務局長を仰せつかつております。中大
は三六年に卒業しまして修習は一七期でござ
ります。宜しくお願ひいたします。

依田 依田敬一郎
でございます。第一
一東京弁護士会所
属で、期は四期で
ございます。中大
法曹会の関与は、昭和四六年に事務局長、
四八年が事務局次長で、そのときの局長は
木戸口久治先生でございます。それから五
〇年が副幹事長で、このときは幹事長は後
藤英三先生でございます。五一年も同じく
副幹事長ですが、このときは後藤先生が東
弁の会長になられて、幹事長は小池金市先
生でございます。五二年から法学部のなか
にありました法職特別コースの協力委員を
やり五六年と五七年はその委員長でござ
まして、それで司法試験関係の仕事が終わ
つて、その後は、大学問題検討委員会に顔
を出させてもらつてているということです。
今度は編集委員になりましたけれども、何
のお役にも立たなかつたのでございますが、
今日出席させていただいたということでござ
ります。

す。

すけれども、ひとつ宜しくお願ひします。



深沢

一弁選出と
いうことで、副幹
事長を仰せつかつ
ております深沢で
ございます。副幹
事長を仰せつかる以前は、純粹な法曹会の
会員でありまして、いきなり副幹事長
ということで、とまどつていうということ
が実情でござります。それだけにいろいろ
感じることもあるし、意外な面もあるし、
いろいろ思うところもないではないのです
けれども、こういう座談会で話をするととい
うのはあまり得意じやありませんので（笑
い）ひとつ宜しくお願ひします。

■この座談会の趣旨・概要説明

猪股 最後に司会を担当する猪股喜蔵です。

私と、中大法曹会との関係を申し上げます
と、一昨年、事務局長をやり、中大法曹
会では常任幹事をやっています。大学では
一年から理事に就任しております。その
ような関係から、中大法曹会についてはい
ろいろ関心を持っております。本日のテー

マについてですが、三〇周年の記念特集号
の座談会のテーマが「中大法曹のあゆみ」
ということで編集されました。その後の会
報の座談会は、法学部教育、法職関係を中
心課題として取り扱っております。また、
配布した資料にもございますように、これ
に関連するいろんな意見書も出してきてお
ります。ところで、中大法曹会の内部の関
係については、いま深沢先生もおっしゃる
ように、いろんな意見もあるかと思いま
す。そういう意味で、中大法曹自体の活性
化を図らなければならないのではないかと
いうことで四〇周年記念行事実行委員会に
もお詣り申し上げて、今回の座談会では、
中大法曹会の現状を分析し、将来のあり方
を模索しようということでこのテーマを選
んだ次第でございます。

この点について、かいづまんでも申し上げ
ますと、今回は四〇周年ということで、去
る三〇周年の「中大法曹のあゆみ」に続く
ものとして、その後の十年間の現状を点検
し、その将来を語るということに絞つてみ
たわけでございます。学員会でも、運営と
活動についての点検と、会則や規程につい

て、見直し作業が行われております。いま、
常任幹事会で、小委員会ごとに検討作業が
進められております。また、学校法人中央
大学評議員会においても、同じように基本
規定、寄付行為について、また評議員の選
考、選任についての意見も出されており、
毎回の評議員会で話題に供されております。
そういうことを受けまして、大学理事会では、
理事会の中に基本規定検討懇談会を設
置して、来週一月二一日に第一回の懇談会
を開くことになっております。ここでは学
校法人中央大学の基本規定全体についての
見直しをすべきかどうかというのことを検討
して、理事会としての考え方、意見を出そ
うということになつております。

一方、本日の資料にござりますように、
中大法曹会は大学の法職問題を初め、四・
五回にわたって意見書を提出して参りました。
それは大学の改革、教学面の充実につ
いての問題を含むものです。それを受けま
して、法人、教學では総合政策学部の創設
について準備を進め、平成五年四月、新學
部が設置されることになつております。一
方、法学部に、国際法律学科の新設とい

ことも取り上げられ、過般一月一三日の理事会において承認され、これも平成五年四月の新学科創設に向けて作業を進めることになつております。同じように経済学部、文学部、理工学部についても、学部の改革、充実、改善策が進められております。

他方、会内の実情を見てみると、本会の運営については、役員あるいは幹事を中心とした活動に終始して、一般の学員、法曹については、開かれたもの、あるいは組織的なものとしては、そんなに活動して来なかつたのではないかという意見もござります。そしてまた中大法曹会は、学生、司法試験受験生に対する指導も必要ですが、さらに、全学生に対する啓発、交流ということもすべきではないか。また、教職員との交流、対話についても、一歩を進めて、もう少し強化を図らなければならないのではないかという意見もございます。あるいは学員会の他の支部、南甲俱楽部、学員体育会などとの交流についても意を配るべきではないかという意見もございます。あるいはそのようなときに、本会についての現状を分析して、本来の会活動はいかに在る

べきか、その活性化のために、どのようなことをしなければならないのかということを本日の主要な課題にしてみたいと思います。

さしあたり、依田先生が携わった頃の、三〇周年の前、また、その後の中大法曹会の状況というものについて、述べていただきたいと思います。

依田 私が事務局長になつたのは四六年で古い話ではありますけれども、それ以前に大学騒動が各大学で始まつていてご他聞に漏れず中央大学でも、全学封鎖というようなことがありました。そのときに、その対策ということで評議員会の中に常置委員会というものが設けられましたが、それに対して大学教授のほうが反対しまして、その結果常置委員会は廃止されたんですが、そんなことから学員側と教授側とがしばらくの間、意思疎通を欠いておつたという時代でございます。それで、その後、常置委員会が無くなつた後、大学改革をどうするかということで、大学の基本規定の改正の問題が出てきたということあります。松井先生はそのときの幹事長でご苦労をなさつ

たのですが、その際の大きな問題は、総長を置くというのが学員側の考え方であつて、教授側のほうは、総長というのは要らないということで、大分議論をしたわけです。

私は、自分が事務局の立場ですから、自分の意見ということをほとんど差し控えて様子を見ておりましたが、結局、亡くなられた向江樟悦先生の向江私案というものが出来まして、それは総長は置くけれども、総長は教授か名誉教授から選ぶという案でこれが受け入れられて現在の基本規定ができるということです。それで基本規定の問題が終わりまして、教授側と学員側との意思の疎通もできるようになりますして、学員側の組織の中でも常に主導権を取つたのは法曹会でしたから、法曹会と言つてもいいんですけれども、教授側と法曹会とが如何に円満にやつしていくかということを考えるようになります。ちょうどその頃の昭和四六年に司法試験で東大に抜かれるということがありますて、それからはしばらく、この問題で法曹会と教授側との間で今度は協力的に詰合が行われました。それについて

意見書も教授のほうの意見を聞かないでやつたということはございませんので、教授ともいろいろな座談会をやって、その結果、意見書を出して、先程設楽先生がおっしゃったように、教授側でもその意見を受け入れてくれたということです。法学部のなかに法職特別コースがでたり、法学部から独立して法職講座が設けられたのはその結果ということです。私が関与したというのは、そういう経過でございます。

猪股 刷物の「資料1」、中大法曹第七号、座談会」、そのときの、テーマが「中大法曹のあゆみ」ですが、そのとき発言され、その後も非常に鋭い目でずっと見てきておられる、松井先生から、中大法曹の三十周年から四〇周年にかけての一〇年間について中大法曹の会活動がどうだったか、その点についてお伺いしたいと思います。

の方（笑い）はご存知ないが、先輩たちがその問題を解決するために、たとえば、柄木の大貫先生は、向こうからこちらに通れまして、そのため健康を害されて亡くなつたといったようなことがあるんです。だからその段階は、非常に厳しいものがあつたわけです。それで先程常置委員会論が出来ましたが、常置委員会は潰れなければどもということなんですが、その常置委員会の意見を出されたり、そういうところに関連された方は、やや棚上げされたと申しましようか、他の評議員とか、表に顔を出すところへ、正確な話ではないですが、常置委員会なんてものは要らないという説を為しての人達の反対論があるために、顔を出せなかつたと申しましようか、一例で申しますと、いわゆる中大法曹の名物男と言われた馬越旺輔先生、資料1にも前のほうにちよつと名前が出ていますけれども、そういう先生方なんかで、常置委員会論なんかを出しておられた方は、学校に対する意見を十分出せないような状況が続いたわけです。

の方（笑い）はご存知ないが、先輩たちがその問題を解決するために、たとえば、柄木の大貫先生は、向こうからこちらに通われまして、そのために健康を害されて亡くなつたといったようなことがあるんです。だからその段階は、非常に厳しいものがあつたわけです。それで先程常置委員会論が出来ましたが、常置委員会は潰されたけれどもということなんですが、その常置委員会の意見を出されたり、そういうところに関連された方は、やや棚上げされたと申しましょか、他の評議員とか、表に顔を出すところへ、正確な話ではないですが、常置委員会なんてものは要らないという説を為しての人達の反対論があるために、顔を出せなかつたと申しますよか、一例で申しますと、いわゆる中大法曹の名物男と言われた馬越旺輔先生、資料1にも前のほうにちよつと名前が出ていますけれども、そういう先生方なんかで、常置委員会論なんかを出しておられた方は、学校に対する意見を十分出せないような状況が続いたわけです。それからその次の問題として、学長、総長問題というのが、先程の説明のように、向江君、向江君というのは私の同期生なのですがああいう意見が出て、制度としての総長というのは設けられたのですが、その後、現在の総長が実現するまで、結局実現できなかつた。これはわれわれ法曹会が、そのことについて推進すべきだというような意見を出さなかつたわけではないのですが、出してみても、進むということがなかつたわけです。それから依田先生が言われたように、しばしば委員会を作つて、これは教授側何人もの方においていただいて、何回も夜の集まりを持つて研究会を重ね、委員の方が勉強の上、まとめて大学のほうに意見を出したということだったわけです。あと、私どもの過去に書いたもので言いますと、若い諸君が法曹会に入つて来て、厳しい意見を出されまして、われわれのようやや親睦団体説に傾いた意識を持つているものから言うと、今の若い人達は強いなあという、驚くような状態で、本間君を初め、ああいう人達が意見を出されて、それに伴つて法曹会の会則の改訂が行われたわけです。それがやっぱり物を言うようになるのですね。規定を変えて、委員会を作

■中大法曹三〇年から四〇年にかけての一〇年間の活動について

松井 今の話の中で、先程依田先生から話の出た、全学封鎖云々というのは、今は若

つて、その委員会でいろいろやれということが段々実現するようになって、それまで低調であった会合の数についても一定数増やして進んで行くという状態が続いてきた。

猪股 中大法曹会の会則の改正については

本間崇先生が「中大法曹第七号」に「中大法曹会会則改正をめぐる思い出」を書いております。松井先生の発言にあるように、非常に厳しい見方から「執行部に対して、会の活性化を図るために、若手の意見を取り上げなければ駄目じゃないか」という提言をしております。松井先生はその頃は若手の意見については、かなり慎重に、あるいは厳格に受け止めてやつてきていたのでしょうか。

松井 言い方が悪かった（笑い）。

鈴木 その前の状態で言いますと、われわれは先輩に対してあんまり思い切った意見を必ずしも言わなかつたと言いますか、そういう状態で動いておつたということはなかつたですね。大体柴田先生を中心として

の関係で言いますと、法曹会の会員は幹事長に頼つておつたと言いますか、会合をやつたつて会費を取るじやなし、幹事長が自分のポケットマネーを出して、それで一席設けてくれるというような形で運営されておつたのですね。だから幹事長やなんかでいいますと、非常に近い線にまでわれわれがおるという関係で、やっぱり先輩になると、そういう見方のほうが強い時代がずっと続くわけです。それが段々自分の親しい人が幹事長をやるようになつて参りますと、親近感がずっと出てまいりますから、まあ、六代の富田先生あたり、それから後で言いますと、近藤、今井両先生、二弁でございまますからしょっちゅう顔を拝ませてもらつてゐるものですから、そんなに遠慮は無くなつておつたのですが、その先の時代と言いますと、やっぱり一種の遠慮が付いて回つていたような感じをもつておるわけです。

■会則改正に伴う幹事一〇〇名増員の背景について

猪股 会則については、平成三年五月に一

部改正がありまして、幹事は二〇〇名以内とあつたのを三〇〇名以内と一〇〇名増員いたしました。この背景になつた事情について、前幹事長設楽先生に、ご説明していただきたいと思います。

設楽 これは私自身が法曹会に入るまでは、松井先生がおつしやられたように、怖い先生ばかりいまして、出ても発言する余地もないし、後ろのほうで小さくなつていました。それになるまでにかなりまた時間がかかつたわけです。ところが私が今度特に痛感するようになりましたのは、例の、この会館で大学が自主経営と申しますか、直営の法曹養成ということになりました、その段階で法曹会の若手の先生方が、いわゆる教員と言いますか、ゼミの指導員として積極的に参加され、それを高窪先生が非常に高く評価され、事あるごとに喧伝されてと言うと語弊がございますが、あらゆる会合で感謝の意を表されておつたということがあります。ところがそういう先生のお名前を聞いても、法曹会にいるのかいないのか分からぬのだという人が大部分です。これじやいけないじやないかと、その前に

一〇年ぐらい続いておった、正式の名称はちよと忘れましたが、法職養成講座という講座がありましたね。その講座でも既に若い先生方が努力しておられたということから学びまして、やはり若い先生方に法曹会の幹事という、結局、これは会費を払うという負担が付くので、それはまずいのじやないかというご意見もありましたけれども、それよりも何よりもやっぱり、先生方に法曹会の役員としての自覚とプライドを持つていただきたいというようなところから、若い方を中心に入れていくというようなことで、各会にお願いしたというのが真相でございます。幸いにして、円満に人数の割振りもできました。一〇〇名増員とう経過でございます。先生方のご協力にはほんとに感謝しております。

■若手幹事登用について

猪股 いま設楽前幹事長から話が出まして、深沢先生の場合は副幹事長に就任するまで平会員だったとおっしゃいました。私が一般の会員に尋ねたりしても、中大法曹会といふのは、役員すなわち幹事中心の会運営

がなされていて、若手会員の登用はもちろん、一般会員さえもなかなか中に入れないと、いう批判がかなりあるよう思います。だから深沢先生の、今まで外から見てきていた方が、内に入ってきて、どういうふうにこれを考えてやるべきなのかという問題がありますね。

深沢 その点は神先生にお話していただければと思うんですが。こういう事実があるんです。うちには三七期出身の娘がいるんです。「今度は副幹事長になりそうだよ」という話をしましたら、私の顔を見まして、「馬鹿ねえ」って言うんです。(笑い) どういうことなのか、それ以上言いませんでしたけどね。(笑い)。恐らくこれはご苦労なことだという意味ではなくて、「年寄りの冷水みたいなことを」という意味で言つたように受け取れました。若い先生方とお話をしていても、確かに一部の若い先生が一生懸命やつて下さつております。尊敬する若い先生もいますが、大方の若い先生方は、どうもあまり魅力を感じない、というよりも、これは中央大学卒業生の固有の問題かも知れませんが、何

となく同志的な結合関係とか連帯感というようなものが薄いのではないかという気がするんです。ぼくは副幹事長になつて自身を見せていただいて、初めてこれは一生懸命やらなければならないということを感じたんですが。若い人にはその認識が行きわたつてないよう思います。

■法曹会の会員数とその現状について

猪股 中大法曹会の会員は、資料に載せておきましたけれども、現在、東弁が一一〇名、一弁が四四六名、二弁が三八二名、この前発行された「中大法曹第一二号」に掲載された追加名簿によると、裁判所一八三名、検察庁二三三名、公証人二六名となります。合計して二三八〇名という人員を擁しております。会則第四条は、「会員」について、都内に住所又は勤務場所を有する者、そして本会の趣旨に賛同する中央大学員たる法曹をもつて組織すると、規定しております。弁護士会員についていえば、東弁、一弁、二弁所属の弁護士は全部掌握できていますが、それ以外の弁護士は現在の名簿には載つていません。もと裁判官・

検察官であった者で退官後弁護士に登録しているが近県に居住し、かつ、近県に事務所をもつてゐる方はこの名簿には載つていません。弁護士会員が「会」ごとにプロック構成をとつてゐるという現状で、このような法曹をどのように掌握していくのかという問題もあります。次に、検察庁と裁判所についていえば、現在は裁判所、検察庁におられる方は全部名簿に載せてあります。これは研修所は東京都内にあるわけですし、少なくとも東京に赴任した経験をもつた裁判官・検察官で、その後地方に勤務されている方といふこともできましよう。

これがしかし、名前だけ載つていて、本当に活動をしているかといふと、特に最近、この四、五年、裁判所、検察庁の会員の出席があまり芳しくありません。三〇周年の回顧のときの座談会を見ますと、創立当時は、裁判所、検察庁のほうが、在野よりもより積極的に参加して引つ張つていたように思えるのですけれども、現在そうではなくつていることも問題とされてよいだろうと思います。それから、役員中心で、いま深沢先生が言わわれたように、一般の会員がなかなか参加・出席できないという現状について、会則の趣旨が十分に生かされていないこともあります。その点についてもう一度深沢先生ご発言をお願いいたします。

深沢 確かに生かされないと思います。結局、我身に引き替えて申し上げますが、会員は法曹会の活動自体を知らないのですね。中身が理解されていないんです。よく分かっていると、それなりにそれぞれ中大法曹の活動について非常に关心を持つのでしょうかけれども、知らないことがあります。だからいろいろご議論があるうかと思うのですが、まずあれこれ改革のための総括的な議論をするよりも、まず何をやつているかということが分かるよう広報活動にかなり重点を置いてやらなければいけないだろうと思います。しかし、そのための広報活動を事務局にやつていて欲しいと言つても事務局は大変だということが、私もやつと分かりました（笑い）。先程お話を出たように、中大法曹というのは東京三会を中心機能してゐるという部分が強いと思うんです。そうなれば、各会に

それぞれの広報を担当する組織をつくつて、場合によつてはそれに必要な予算も設けて、それで広報活動をやるという試みは如何なものでしょうか。

■広報活動について

猪股 有難うございました。その点で平成元年五月に発行の「中大法曹第一号」の編集について、会員の声を新しく収録しましたが、野宮先生の当時の考え方というか基調がどの辺にあつたのか、ご意見を述べていただきます。

野宮 「中大法曹第一号」は、私が、昭和六二・六三年度に会報編集委員長を仰せつかつて、各先生方のお助けを借りて、赤坂幹事長、猪股事務局長と、非常に強力な執行部のおかげでできた会報でございます。その中で今ご質問のアンケートを取ろうではないかというアイデアは、委員会の中で、特に執行部からのサゼッションがありましたが、私もやつと分かりました（笑い）。今までこういう機会がなかつたからというよ

うな強い反響がありまして、これを全部会報に載せました。これは会報第一号を御覧いただければお分かりいただけます。会報第一二号も同じようにやつておられるのをございます。半面回答のない方もありました。これが中大法曹会のある意味での、

今日話題に出ている関心の度合を示すパロメーターになろうかと思ひます。しかし、回答のありました中にも、いま言つた非常に強い関心度、司法試験合格者の割合が少ないのではないかとか、司法試験改革についても意見を出すべきではないかとか、積極的な提言もあります。このように会員に向かって、関心をもつてもらうような方向で、中大法曹会も考えていかなくちゃならないだろうと思います。

もう一つは、会報第一号を編集、発行した昭和六三年度は、中大法曹会名簿を八年ぶりに編集しようということで、三〇周年の昭和五五年以来八年ぶりに編集しました。そういう会員名簿の整理という目的もあって、全会員に往復葉書による御意見の蒐集となつたわけでござります。これはお蔭様でいい名簿も作つていただきま

したので、成功したのではないかと思ひます。

ただいま司会者がおつしやつた会員の範囲について、私が執行部を担当してからいろいろな話題を聞きますと、弁護士は東京三弁護士会の会員だけでやつておりますが、これは会則第四条に、本会の趣旨に賛同する学員たる法曹をもつて組織すると規定され、学員たる法曹であればよろしいのじやないかということもあります。現在の諸情勢からみて、最小限度、この近県、神奈川県、埼玉県、千葉県に住所もしくは事務所のある公証人も含めて、判事、検事、弁護士は会員になつていただいて、大いに関心をお持ち頂き、法曹会の目的達成の方向でご協力願えればよろしいのではないかといふ声も出ております。私もそのほうがよろしいのではないかと思ひます。任意加入でもよろしいので、具体的にはご意見を確かめて、良かつたら、第四条を改正しなくてはできるわけです。常任幹事会の議を経て会員とができる、というふうに、第四条二項はなつておりますので、そういう点も考えていいのではないかと思われま

す。

もう一つ、学員会に東京検察支部というのがございます。中央大学の学員で東京高検管内に在籍する検事、管外に転出した場合は、本人の希望により、又は、退職者で支部長の推薦する者で組織され、平成三年六月現在の会員数は、三一二三名程おられる由であります。昭和三八年二月の学員会支部設立で（初代支部長山本清二郎東京地檢次席）以来、約三十年間の古い伝統と結束、先輩と後輩との交流を図つておられるわけです。私はご招待を受けて、昨年六月に検察支部総会に出席させていただきました。七十数名出席しておられました。当時の仙台高等検察庁検事長の水原敏博さんが支部長、事務局長は二六期の小林泰君がやつておられます。総会の当日の出席数も相当あり、若手の方も大勢出席されてたいへん盛り上つておりました。裁判所のほうは詳しく分かりませんけれども、どんどん積極的やつていただくほうがよろしいかと思います。

■会員への通知、掌握はどうか

猪股　いま野宮先生がおっしゃった東京三弁護士会以外の弁護士についてこれを一つまとめる場合には、どういうふうにすべきかという問題も出てくるだろうと思います。

通知をどうするか、掌握をどうするかという点ですが、この点について事務局長はどういうふうにお考えになりますか。

中津　私も事務局長を承りまして、噂には聞いておりましたけれども、会員数が二千何百人ということになりますと、通知を一

つ出すだけでもえらいことでございます。事務局長は事務員さんを一人、特別に頼まなければ駄目だよということを先輩から言われたのですけれども、本當でした。です

から会員が増えるということは結構なんですね。けれども、会員を全て掌握することは大変難しいわけです。そうであれば、むしろ

部会ごとの掌握をきちんとして、東弁部会、一弁部会、二弁部会、裁判所部会、検察庁

部会というような形での部会活動を中心にして、その上に法曹会全体の活動がのつていくようにした方が、本当の活性化ができる

のではないかと思います。

猪股　その場合、たとえば、横浜・埼玉弁護士会、に所属している方について、これは執行部だけでやるのか、何かまとめるには、どうするかという問題があるわけですね。

中津　仮に、埼玉・横浜の方も加わるということであれば、部会とは別途に考慮する必要があります。

猪股　だから東京三会以外の弁護士会員については、これから検討をしていかなければならぬ問題かも知れませんですね。

野宮　総会、その他でコンセンサスができましたら、執行部も具体的にそのように対応し検討に入りますが、数としては事務局は大変になりますけれども事務処理の問題はまた別に考えなければなりません。

中津　それは把握はできます。問題は、会員活動を活性化するのに繋るためにどうするかということだと思います。

猪股　繩稚先生も前に事務局を担当して、現在常任幹事としてございますが、如何でしようか。

繩稚　中大法曹第七号とお手許の資料を見しますと「歴代幹事長」の系譜がございます。第九代の石田寅雄先生とあり、同幹事長は昭和四三年から四五年とあります。けれども、おなりになつたのが四四年の五月の総会ですね。お辞めになつたのが四六年五月の総会までですから正確には昭和四四年度、四五年度ということになるわけです。が、私は石田寅雄幹事長、ここにいらっしゃる松井先生や現在大学の評議員会副議長の赤坂先生が副幹事長、私が阿部三郎事務局長の後任事務局長を担当しました。

私は本日、「中大法曹第一号」（創刊号）

いうことでございます。そうでございますので、三つの会員数のうち、中大のO.B.がどれぐらいかという把握はできるのじやないでしょうか。ただ、事務的にはちょっと大変だと思います。

を持つて参りましたがこれは石田幹事長のときに山本忠義編集委員長の下で作られまして、石田幹事長が巻頭言の中で「本会のために赤坂、松井両副幹事長、繩稚事務局長、本間、亀井、中津各担当の方々をはじめ、委員各位のご努力の成果として敬意を表するものである」と書いていらっしゃいますが、その後第一八代木戸口幹事長の、昭和五四年、五六六年は副幹事長をやらせていただきました。思い返せば、昭和四四年ですと、もう二十何年になります。私の次が一弁のほうに行きまして依田先生がおやになつて、依田先生と事務の引継をやつしたことなんかが昨日のことのように思い出されます。

それはさて置きながら、四二年、四三年のときには、今でも思い起こすのは、第一弁護士会の三階の委員会室に、富田喜作幹事長に面会を申し込み、中大法曹会を改革しなければならないんだというようなことで、意見を具申したようなこともあります。現在の会則は整備されておるとはいながら、前の会則は不備なところがございました、当時は学園紛争がございましたから、

非常に混沌とした世情で、中大法曹会の会則改正が承認され、丁度石田幹事長が昭和四年の五月に新(現)会則での初代の幹事長になられました。そのとき幹事が五〇人から倍増の一〇〇人に、常任幹事も二五名にふやした時代でございます。大学問題委員会を作つたり、意見書を出したり、いろいろ今から考へると、随分あの当時は忙しかつたようになります。

それから「在京の法曹」ということにつき、会則改正ではいつも問題になることがあります。それは第二条の「親睦をはかるとともに大学の興隆と司法の発展に寄与する」という問題と、「法曹会の組織」との関係ですが、東弁、一弁、二弁、それから検察、裁判、が組織化されている。そのプロック制で成り上がつてゐる中大法曹会の現状と、それから財政的な問題、そのことを考えますと、「一つの意見具申を出すについても、政策団体的なきちつとした意見が出てくるのだろうかとか、選挙をして公平に選ぶべきじやないかとか、プロックを廃止しろという案が出たり、いろいろ論議がございましたが、在京の問題、特に第四条

の「在京の法曹」と「本会の趣旨に賛同する」ことについては、千葉、埼玉、神奈川県を含むべきじゃないという議論はいつでもあるんです。最近は消えていますが、その後、改正しろと、会則改正問題では必ず問題提起になるわけです。ところがその範囲が、じゃ、千葉といえば館山まで含むのか、あるいは神奈川だったら小田原まで、熊谷のほうまで埼玉は含むのかというような問題などがあつて、まず在京並びに本会の趣旨に賛同する者の申出により常任幹事会の議を経てということで絞りをかけています。徐々にやつていこうじゃないかといふことで、確かに私が事務局長になつた昭和四五年当時は一七〇〇名でした。現在は二三八〇名です。つまり五〇〇名ぐらい増えています。そういうふうに段々増えていますが、関心度と、それから中大法曹会の将来と展望を考えました場合に、親睦団体に徹するためには、ある程度の限界はやむを得ない。強制加入させて中大法曹会として引っ張り回すわけにもいきませんし、そうかと言つて、単なる親睦団体化してしまえば、これはそのままでよいわけです

し、また中大を出た学生の資質とか、大学自体として一〇〇年をふり返つてみたとき、質実剛健などころは結構ですが人を集めて大いに司法問題にはかり議論したり、あるいは親睦団体以上のことをやつしていくために関心を持つてくれといつても、また、会則だけ改正しても集まるわけでもございませんが、会則を改正して、強制的な方法で人集めをしない限りは、なかなか限界がありますから、親睦団体でいいじゃないか、司法の発展に寄与するといったような抽象的な目的を加味しておけば、いざというときにいいのではないかというようなことで、ずうつと二〇年間やってきたのではないかと考えておるわけでございます。

■会員への通知はどの範囲にするか

猪股 繩稚先生が事務局長をやっていた頃、総会案内の通知は、どの範囲まで出したのですか。

繩稚 総会については、会員全員に通知を出しました。しかし、幹事会は新会則によつて、年間最低限度四回開くことになりました。それで、常任幹事会、幹事会、ある

いは執行部会はその都度、今と同じように通知をしておりました。財政的な問題については、確かあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々にご負担をいただいたりして、やつておつたような状況です。

■会報の頒布状況について

猪股 それでは当時、会報の頒布について、どのぐらいの範囲でやられておられたのですか。

繩稚 「中大法曹」創刊号は昭和四六年五月に発行されたのですが、会報は全員に発送しようというわけで、全員に発送したのではないかと思います。

依田 依田 して、いないです。

中津 中津 発送費というものが大変なんです。

依田 依田 編集費だつて大変ですよ。

猪股 猪股 発送費のほうが格段に高いです。依田 依田 ばくのときには送ろうとしたが、会費をもらつていらない時代で金がなく、送るのをやめちゃつて、総会の時に渡して、そのはかは各弁護士会の控室においてもつて、年間最低限度四回開くことになりました。裁判所や検察庁には配布を頼むということでしたね。

猪股 野宮先生が編集委員長のときには、全会員に対して頒布しようということにしては、確かにあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々にご負担をいただいたりして、やつておつたような状況です。

いは執行部会はその都度、今と同じように通知をしておりました。財政的な問題については、確かにあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々にご負担をいただいたりして、やつておつたような状況です。

猪股 野宮先生が編集委員長のときには、

全会員に対して頒布しようということにしては、確かにあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々にご負担をいただいたりして、やつておつたような状況です。

猪股 猪股 東京弁護士会での会報頒布について、稻田先生からお話を伺いたいと思います。

稻田 稲田 昨年度の「中大法曹第一二号」ということになりますが、猪股先生などが中心になつて一生懸命作つていただいたものだからということで、お金が集まるかどうか心配でしたけれども、多少部会の予算があ

つたものですから、一号に做つて一応全員に送つてみようということで、約一〇〇〇部を会員に送りました。金額については各会に任せることで、三〇〇円を振り込んで欲しいという依頼書、振込用紙を全部添付しました。その結果は、思つたより回収率が良く、約四割ちょっとの方から振込がありました。送料が一〇〇〇部で確か三〇万円前後でしたので、それに対し一二〇～三〇万円の振込があつたということになり、十分ペイしてお釣が来ました。ちょっと私ごとで付言させていただきますと、深沢先生がおっしゃられてたようには、私自身ノンボリで、あまり関心がなかったのですが、赤坂先生が幹事長のときには、初めて幹事ということで名前を出されまして、幹事は何をやるのか伺いましたら、会費を納めるのだと（笑）というご指示として、野宮先生の下で編集委員といふことで一時入ったのですが、個人的な事情で中座し、今度は事務局次長ということですり出されたという経過があります。そういう経過からしますと、一部の先生方に財政的な負担をしていただくより、各人

がみんな会費を納めることのほうが、私は関心が持てるんだろうと思うんです。そのかわり会費を納める見返りと言いますか、それに対してどう応えていくのかということはないかと思うんです。会報の配付をして感じたことですが、中大法曹というのは何をやっているのか分からぬ人が大半だと思うのですが、会報が送られてきてみると、やはり母校に対する意識、同窓意識はみんな持つておられるのだということだけはつくづく感じたわけです。たとえば、正月の箱根駅伝を見ると、やっぱり夢中で応援してしまうのと同じような部分があるだろうと、そうするとそれは何に求めたらいいんだろうかということについて、私はもつと若い人達に参加してもらうことが必要なのだと思います。それで深沢先生が言われたような広報活動もどんどんやっていくためには、今の事務局体制では、部会にしろ、東京三会を合わせたにしろちよつと無理だと思います。というのは、頭ばかりで、そう言つては何ですが（笑）

長一人なんですね（笑）。副幹事長と次長二人でやれといつても無理なことなんですよ。むしろ事務局長、局長を中心として、若い人達の事務局員を沢山置いて、その人達にある程度任せ、自分たちが何を期待して、何を求める、何を作ろうかということを、もう少し任せて御覧になつたらどうかといふことを、先輩にお考えいただきたいと思っています。

猪股 第二東京弁護士会では二弁部会を、

どのようにやっていますか。

鈴木 東弁では「ブロック」といつています。東弁ブロック、一弁ブロックというような位置づけをしております。

増田 二弁部会としては、その年度の法曹会の副幹事長が二弁部会の総会を招集します。年に一回、昨年は九月に開催して、大体四十人ぐらいの先生方が出席されました。本日ここに配付されております資料によれば、そのためには、今の事務局体制では、二弁は三八二名と載っていますが、全般的には法曹会に対する関心が薄いように感じます。では、関心が薄い、あるいは中央大学法曹会のほうに目を向けてもらうのにはどうしたらいいか。実は私が副幹事長にな

つてから気が付いたことは、今日、生涯教育などと呼ばれております。法曹会が中心となつて、何か皆さんに集まつて勉強する機会を作るべきではないかと思います。一般セントラル野球連盟会長で、先輩の川島廣守先生の「野球と人生」というタイトルの文化講演会が開催されました。また、ドイツの何というタイトルだったか忘れましたがあが、本学文学部教授の小塩節先生が西ドイツケルンに日本文化会館があつて、そこの館長をやつておられたということから、ここで、法曹会と南甲俱楽部との合同での文化講演会をやられたのですが、この二つの講演会は実際に内容のある文化講演会だったんですね。しかし、出席されている方を見ますと、法曹会もあまり人数は出でないし、それから南甲俱楽部からも、内容がいいのにかわらず出席者としてはあまり出でられない。確か合計で一〇〇人ぐらいだろうと思うのですけれども、こういう文化講演会をもつとやるべきじゃないかと思います。ちょうど當野先生がおられたから、先生、こういう会を年に二回じやなくて、少なくとも四回はやるべきではな

いかと申し上げました。その講演会が終わった後に、今度はパーティーがこの記念館で、行されました。そのときに、また感じたことは、法曹会の人は一まとまりになつて、ビールを飲んでいる。南甲俱楽部の方は、また向こうのほうでビールを飲んでいる（笑い）。私などは顔が狭いのですから、南甲俱楽部の方はもちろん存じ上げない。そうすると初めて、ああ、こういう先生方がおられたのかという方が向こうにいて、こちらはいつもパーティーで一緒になる先生方とビールを傾ける。これはやつぱりいけないなあということが強く印象に残つたんです。ですから、もしやるのであれば、南甲俱楽部も法曹会もそれから税理士会とか弁理士会とか、支部の名簿を見ますと、会計人会などというのがあるんですね。そういう人達も含めて講演会ができるだけ多くやると。それで、それには若い人も、生涯教育ということで出席されると。それに、母校に対する愛着というのもも生れています。たまたま一昨日一月一六日に、こ

こで南甲俱楽部の賀詞交換会というのが開催されました。実は野宮幹事長が午後一時から他に所用があるというので、午前一時からの講演会、私はこれをどうしても聞きたいという気があつたのですから、お呼ばれされていないのに出で行つたんですけれども（笑い）。受付に行って、呼んでないんだから帰れなんていうことは言うわけはないから（笑い）かまわないと思って、受付で名刺を差し出し、法曹会のこれこれと名乗つて、出席したいと申し入れたら、いやあ、それはもう実に有難いことですと、いうことで、早速出席者の名札をその場で作つてもらいまして、講演会に出させていただきました。それで、また一二時からのパーティーを、この二八〇号室でやりましたら、何人かの法曹の先生が来賓として来ておられましたが、あとは全部南甲俱楽部の方で、もちろん顔も見たことがない方ばかりでした。私は南甲俱楽部だけで賀詞交換会をやるのはいつたいどころなんだと。過去のいきさつは私は全然分からぬものですから、感じまして、早速幹事長に、先生、南甲俱楽部が賀詞交換会をやる

のなら、何で法曹会も一緒にやらないのだと。実業界の人と法曹会とが交流して、一緒になってやるのが一番いいのじゃないかと。是非、これ考えましょうと。で、私たちの平成三年・四年の現在の執行部としても、考えていることは、できるだけ他の支部会と交流を深めようということが一つ、それからまた文化講演会というような会を何とかもっと開催して、皆さんに大学へ来る機会を設けて、そういう大人の勉強をしてもらおうという話を、執行部ではしているんです。

神 今の増田先生の考え方は、私も賛成です。

実は今同じことを言わせていただこうと思つていたんです。その理由が二つあります。一つは、私は、事務局次長になつて、中大法曹会がこういうことをやつているということを、はじめて知られたわけだ、他の先生と全く同じような立場でした。

特に若い、登録一〇年未満の先生方は、いろんな派閥で何かをしようとしても、すぐその派閥には入ってきません。だから来て下さいという形でまず派閥・部会に入つていただく、それにはまず関心をもたせる。そうすると、参加されるというタイプの方が多いように思われます。そういう意味で、講演会、そういうイベントを中大法曹会が中心になつてやれば、若い人達が入つてくれるだろうと思います。

それからもう一つは、これは南甲俱楽部ではないのですが、南甲俱楽部の方々も大分入つていて、ある中大の先生を囲む一つのグループがあります。これには法曹も何名か入つていますし、実業界の方も幅広く入つていて、一年に一遍だけの会合です。そこでは必ず講演会をやりまして、その後に懇親会をやっています。これは中大の出身者はばかりの集まりなんですが、講演をされる方は、その中でそれなりのトップへ昇り詰めた方です。いろんな話をしていくと、自分たち中大の先輩にはこういう立派な人がいるのだということが分かることができたのですが、そういう中で弁護士さんのいろんなグループを見ていて、

ですが、これが毎年盛況で、約一〇〇名ぐらい必ず出できます。これは中大法学部の教授なんですが、いわゆる専門の関係ではなくて、法学をやつていた方を中心にして、法学をやついた方を中心に集まつたグループが、今から五年ほど前に作つて、これは毎年少しずつ増加する形で進められています。その中でいろんな人と名刺を交換したりして、仕事に繋げていろいろ人達を呼び込んでみたらどうかなといふふうに、私は思つてゐるんです。

■活性化を図るために企画・行事について

猪股 有難うございました。今、各会における活動がどのように行われているか、ということと関連して、文化講演会、座談会、それから他の支部との交流についての意見も出されました。本会の会則の第三条によりますと、研究会、講演会、座談会の開催を事業としてうたつております。これは、私たちが年一回やつてゐるような講演会や

座談会ではないと思うんです。少なくとも新しいものを開拓し、創造していくという意味で恒常的であり、さらにより高尚なものであるべきだと思われます。会の活動についても、そうした文化講演会というようなものを、あるいは学員会と一緒に積極的に進める。それも何回もやっていくということにして、活性化を図っていく必要があります。毎年五月の総会には、新入会員を招待して、パーティーをやります。新入会員が、中大法曹会に参加する最初ですが、そのうちに、自然に足が遠のいて、会に対する意識が薄く、遠のいてしまっていうのが現在の実情じゃないかなと思うんです。やっぱりこれを結び付けていくには、そうした催しをやる。そして大学に関心を持たせる、法曹会に関心を持たせるということがどうしても必要だろうと思います。そういう意味で、法職講座に関して、法職講座のチユーティーとして参加されている会員の意識はどうですか。

鈴木 その前に、先程各ブロック、部会といふのですか、総会案内をどうしたとか、それから会報の頒布の問題ですね。実は私

は二一代坂本幹事長の下で、東弁のほうかの次長をやらしていただいた経緯があるのですけれども、その前は、恐らくその前の一時期ぐらいじゃないかと思うのですけれども、総会の案内を会員全部に出していなかつたことが現実にあったようです。要するに幹事にだけ出すのだということです。ということは、全員に出すということは事務的にも大変なことだし、費用的にも会としては大変な負担になるので、運営上、そのような取り扱いをしていたのではないかと思います。ですから会報なども、せつかく相当数印刷をしながら、死蔵している部分が相当にあるのが現状だったのじゃないかと思うのです。それで、先程、稻田先生がその間の事情を申し上げておりましたとおり、個人的には、事務局としてはたった一人の執行部ですから、非常に悩みがどうしても必要だらうと思います。そこのチユーティーとして参加されている会員の意識はどうですか。

把握が非常に大変なんです。そして名簿がある程度整備されたのが、ここ三、四年ぐらいい前にやつとどいうことで、その前は名簿自体がはつきりしていなかつたわけです。この名簿の整備が大変だつたといふことが前提になつたと思いますけれども、やっぱり総会は総会ですから、きちんと全員に招集のご案内を差し上げるべきであると思います。それから総会に出た方は、会報は、会費を払つて、その場でいただけるのですけれども、その余の方々には全然行つていなかつたということでは困るわけですか、事務的には大変だと思いますけれども、若手の方々を事務局員としてお願ひし、無理のない、円滑な運営を図るべきであると考えます。そして又、これが若手の方々に対しても中大法曹会に対する関心を持つていただく一つの大きな要因にもなろうかと思ひます。

今回、幹事の定員を、若手の登用ということを主眼におきながら、二〇〇名から三〇〇名にしていただいたわけですが、このことは各種委員会の活動を活性化する意味からも非常に結構なことであらうかと考え

ております。ところが、その実態を見ますと、私は一五期なんですけれども、私クラスがまさに一番の下つ端クラスぐらいの感じの（笑い）幹事会なんですねえ。

そういう実態からいたしますと、若手、若手といいましても、全部が全部じゃないかも知れませんけれども、一般的には弁護士登録、或いは、任官いたしますと、ことさら入会申込みなどなくとも、当然、中大法曹会の会員なんだということで、総会などの案内だけが行くわけすけれども、組織の実態が分らないことも多分に影響しているとは思いますが、いずれ、顔を出すこと 자체が容易じやない。たまたま先輩からのお話しがあつたりして、総会などに、出て行きましたが、相手がいない。それでやつぱり先程の増田先生のお話じやございませんけど、みなさんとは離れて、隅つこのほうでコソコソやつているというふうな感じが非常に強いわけです。各種委員会の委員にお願いをして、そしてその中でいろいろご協力いただいているような方々は、比較的面識もありますし、仲良くなるのですけれども、それ以外の方々はほとんど

出てきたこともないわけです。相当年月、十何年ぐらいキャリアを積んでこないと、幹事でもなかなか出にくいといいますか、出られないという実態があるわけです。そういうような中で、実は法職講座のほうで、実働にいたしますと若手の方々を中心の一〇〇名以上動かしているわけです。チーターの派遣、答案セミや公開答練の添削やら、それから駿河台記念館の中にある研究室員の指導、大変なサイクルで動いていただいてるわけです。ですから、そういう閉鎖的なものじときにもいろいろとお願い事ばかりでございまして、これも従前は大学のほうと運営委員のほうとで手分けして、個別に一本釣みたいな格好で、何とか協力してくれ、頼む、頼むという形でいろいろやって参りましたが、苦労ばかりかけていたながら、少なくとも中大法曹会という名において若手の方々に対して、何らかのことをして差し上げたことは、従前はますなかつたのではないかという反省がございます。ですから、若手の方々に中大法曹会全体に関心を持つていただき、また、多数の参加をいただく、それから、司法試験受験指導の問題、その

他、法職講座を含めていろいろとご協力いたくという意味におきましても、やはり平素の運営上、いろいろと配慮していくなければならない問題があるのではないかと感じます。また、これは昨年から初めて、お願い申し上げてご配慮いただいたのですが、中津先生がたまたま法職教育検討委員会の委員長をしておられまして、私は法職講座の運営委員をずうつとやっていたものですから、やはりそういう閉鎖的なものじやなくて、東京三会でそれぞれ新登録をした若手の会員をリストアップし、これを指導用員として、確保する、そして大学の要請があつたときには、隨時派遣できるようなシステムといいますか、体制作りをお願いいたしました。これは正式に執行部としての機関決定の下になされたわけではなくて、今年もつたんすけれども、とりあえず、法職教育検討委員会としてやつてみようということで、これは昨年に実現しました。今年もそういう意味で新合格者を含めて、若手の方々の協力者リストを作成し、法職講座のほうから協力要請があつた場合に、こういうメンバーがおりますということで、大學

側の要請に的確に対応できるようなシステムを制度化しようとすることで、検討を行っている最中なんです。若手の方々は、中大法曹会それ自体に對しては確かに関心がないのは事実だと思いますが、後輩の育成指導といいますか、チーフターーその他、講師的な立場での協力につきましては非常に熱心でございますので、こちらが見ておりまして、ほんとに涙が出るほどに一生懸命やついていただいております。ですから、やはり中大法曹会として各方面からいろいろな知恵を絞つて、若手の方々との接触を多くしながら、若手の方々の立場をもう少しお考へいただければ有難いと思います。

それからもう一つ、ついでですから申し上げておきたいのですが、法職講座のほうで、入学式が終わった翌日あたりの、法学部のオリエンテーションが終わつた後に、開講シンポジウムというものを、例年行つております。今年も四月六日に予定しているのですが、そのときに、法曹とは何ぞやということで、裁判官、検察官、弁護士の三者から、それぞれ講師をご依頼申し上げて、きわめて、限られた時間ではございま

すが、基調講演などをお願ひしているわけです。これも從前は中大法曹会の窓口を通さないままに、各人それぞれが「おい、俺、あれ知つていてるから、あれに頼んでみるか」とか、「じゃ、あれはどうだろか」とかといったような形で、今までやつきましたのですが、こういうやり方では、どうしても、一部に偏つてしまふ傾向が出てきます。それから継続性の問題もあります。そんなことで、今年度は、私が先任ということもあつたと思うのですけれども、法職講座運営委員会の委員長から事務室長を通じまして、講師の推薦依頼があつたのですけれども、今回は、個人的に推薦するという方式をとらず、このことを即刻事務局長のほうに進達いたしまして、検察なら検察、裁判所なら裁判所の各ブロック、あるいは弁護士会ブロックと協議していただき、正式にご推薦をいただくということでお願いを申し上げまして、それで検察、裁判所のほうは決まつております。そういうことで、中大法曹会としても、親睦か、政策かという大所高所からの議論もあると思いますけれども、私ども第一線にいる者といた

すが、基調講演などをお願ひしているわけです。これも從前は中大法曹会の窓口を通さないままに、各人それぞれが「おい、俺、あれ知つていてるから、あれに頼んでみるか」とか、「じゃ、あれはどうだろか」とかといったような形で、今までやつきました。

猪股 北村先生、その点について如何ですか。

北村 私はこの中大法曹会メンバーの中では、深沢先生以上に、ほんとにノンボリかも知れないんです。（笑い）というのは、関心を持っていても、今まで何のお手伝いもしてこなかつたという意味でのノンボリということでござります。

先程来いろんな話が出ておりますが、幸いというか、中央大学では合格者が多いですね。われわれのときの合格者は一四〇五〇名だったですね。その中で、中大法曹会の活動をしているのは、こんなことをやつてているな、あんなことをやつているな、何をやつてているなという具合で、これはばくらの代表選手のつもりでやつてもらつてゐるので、安心してお任せしているという部分も、実はあると思うんです。しかし、関心はあるわけです。あるいは向こう

いう意味で贅沢な悩みというか、分母が大きいだけに、中大法曹会にどうやつて関心を引き付けて、どうやってまとめるかといふ苦勞が逆にあるんだろうと思いますね。小さいと言つちやおかしいですが、子供が今年大学の入学試験を受けるのですが、いろんな大学から入学案内を取つたんです。たとえば、立教大学は、開校以来、法曹資格を持つている者が僅か七十数人しかいないのです。それで大学でゼミを持っているんです。ゼミの講師のメンバーに、私の知つている後輩が七、八名いるんです。そういう七十数名しかOBがないと、その中から是非後輩を育てようということで、若手の弁護士が大学でゼミを持つているんですね。そしてできるだけ多くの学生が受験するよう、関心を持つようになるんです。ああいうところはまとまるんですね。大きいところは、人数が多い故の悩みなんです。従つて私はいろいろ悩みはあるだろうけれども、そう深刻に考えなくとも、誰か「代表選手」が出てやつてもらつていれば、まあ、いざというときに集まれということであれば、そう心配することはないと思う

です。ただ、頭だけが動いて下のほうに目を向けなくなっちゃうといけないので、常に関心を持つて、先程の話にもあるように、中大の出身者の講師を招いて、講演会をやるとか、そういう努力は常にしなければいけないけれども、集まりが少ないからあるいは会員の人数が少ないからといって、私は決して悲観することはないと思つています。

ただ昔は研究室では合格者が多かつたために、そこらへんに声を掛ければ、ある意味ではバッと集まる。あるいは組織強化ができた時代があつたと思うんです。今はそういうことが無くなつて、むしろ出身予備校のほうに重きを感じるような時代になつてきたことを考えますと、やはり最少限の中大法曹会として毎年一月初めに合格者の発表がありますが、予備校でも合格祝賀会を大々的にやっていますでしよう。あれの向こうを張つて、中大出身者全員を招待する。この頃は研修所に入る前だからまだ喜んでいる。研修所に入る前に中大法曹会が合格祝賀会を主催してやる。住所は大学に聞けば分かるのでしようから。研修所を

の法曹も、そのことを一番重要なことだと思っているはずだし、そのことをやっぱり期待しているのじゃないでしょうか。それが大事だと私は思うんです。普段何のお手伝いもしてない人間が勝手なことを言って悪いのですけれども、それだけしかないような気がいたします。

■幹事は代表選手である

猪股 幹事は代表選手だという意識をもつて、代表選手らしくやっていたいと思うのですが、この点について諸先生方如何ですか。

鈴木 今の話に関連して、参考までに申し上げますが、ここ数年ぐらいだと思いまが、大学主催の司法試験合格者祝賀会が持たれています。その前は大学のほうは学研連は学研連で各会がそれぞれやっているだろうし、それでよからうということで大学主催の祝賀会は行わっておりませんでした。昨年も大学主催の合格者祝賀会が行われたのですが、そのときに八十何名かの合格者のうち、出席者が三十数名ぐらいしか出席しないわけです。

増田 三五名だったです。

鈴木 例年、合格者の出席は大体その程度なんですか。そういうことも、やはり問題があるのではないか、それから、これは非公式に中津事務局長に雑談的にお願いして悪いのですけれども、それだけしかない

ことですけれども、執行部としても北村先生がおっしゃったように、現実に、一生懸命、薄謝、お車代、コーヒー代程度でご努力願っている若手に対し、中大法曹会として、年に三、四回程度、若手中心の会を主催して、そして現状報告をし、激励するといいますか、頑張つて欲しいとお願いをする、そういうことも含めてやつていないと、中大法曹会はあるけれども、私は関係ないやという感じを強くもたれるのではないかという印象を強くしております。

■法学部のカリキュラムの改正について

野宮 鈴木康洋法職委員のお話に関連してお話ししようと思いましたら、いま北村先生の発言の内容は、私の言いたいことを半分以上言つていただきました。中大法曹会の

現在の法職教育検討委員会は、中村茂八郎

会員が委員長で、たまたま司法試験平成三年度発表の直後でしたか、委員会を開きました。その席で、法学部のカリキュラムの改正問題というのが、いま大きなテーマになつております。その過程で若手法律実務家のマンツーマン方式に近い一クラス二〇名程度の司法演習講座を考えているので、非法曹会から人材を送り出す準備をして欲しいという申し出が、法学部のほうからも来ております。現実に、本年一月二八日に、大学問題委員会、法職講座運営委員会が合同で、法学部長以下六名の教授のご出席を戴いて、カリキュラム改正の問題についての説明と意見の交換をする予定でございますが、その過程で、法職検討委員会の中では、鈴木康洋先生の報告を聞いて、現在行われているチューターの派遣とか、講師の派遣などについて、是非法曹会に協力してもらいたいということをございまして、その具体的な方法を論議したところが、法曹会というのは、司法研修所を出てからが法曹会の会員なんです。ですから法曹会の潜在的なメンバーではあります、合格者は

会員外なんです。そこに一つの盲点があるわけです。それから現在までにチューターとか講師、それから駿河台記念館にある研究室の指導委員、いわゆる里親制度というのを考えようではないかということが具体的に出ておるそうですが、そういう指導者はどうやって探し、どうやって依頼をするとかという問題がありまして、そうすると從来は一本釣ということ出来ましたが、その方法だと学研連六団体の合格者が先輩とも直結しておりますから把握しやすいということでやつてきました。それがもう限界に来ておると。というのは、平成三年は八一名の合格者です。そのうち四割の三二名が学研連の合格者です。五〇名は学研連以外の学生の合格者です。その中には学研連の会員である者を含めて、いわゆる予備校に行つた人もいるのですね。それらの人達を、合格者をどのようにして大学が講師とかチーチャーということでお願いをできるかという点について論議しましたら、どうも中大法曹会が一つのバイブルになつて從来から手の及ばないところをアプローチしなくちゃいけないのだという方向になつて、

いま執行部は考えております。一つの例として、早速いまお話を合格祝賀会というものが議論になりまして、合格者を全員お呼びして、法曹会としてお祝の会をやつたらどうだろうかと、先輩や若手の者にできるだけ集まつてもらつて、合格者祝賀会をやつたらどうだろうかと、これを現在考えております。丁度一二月四日中大法曹会の幹事会兼忘年会を実施しましたが、そこでできるだけお呼びしようと、これは実際に呼び掛けました。実際は、五名ほど出席されました。それからただいま大学主催の合格祝賀会を多摩でやりました。私も猪股さんと一緒に行つて諸君に話をしました。あのときは六〇名位来ていました。

猪股 前はですね。

野宮 私は、この諸君にも、挨拶の機会に、中大法曹会としては是非こういうことをやりたいから、そういうときには参加してもらいたいという発言をさせてもらつたんです。タイミングは具体的にいつやるかといふことを協議していますが、研修所に入る直後とかいうタイミングがいいのじやないかというのが、中津事務局長ともご相談し

ながら、いま考へてゐる一つの例でござります。そういうことでござりますので、是非先生方の貴重なご意見をこの際出していただきたいと、大学の法職講座、それから法学部カリキュラムの体制についての、指導員の派遣などについて具体的にご協力いただければ有難いと思ひます。

松井 合格者の激励会、祝賀会の問題は、いろいろ経過がありまして、古い時代には中央大学 자체がやつておつたようです。ところが、いわゆる法科万能主義といったようなものに対して、万能主義ぢやないのだけれども、どこかに一種の嫌味みたいなものやなんかがあつて、そのうちに大学 자체が祝賀会をやるというような形態がずれてきたわけです。私が研修所の教官になつたのが一六期の後期と、それから一七期、一八期、一九期を持つようになるのですが、一七期の教官になつたときに、大学はお祝いの会をやつていなかつたから私は研修所の各クラスを連合させて、自らお祝いの会をやるような形を神田でやつて、そこへわれわれは金一封を持って行つて上げるというやり方をやつたんです。その後、今の状

態というのは、学研連がお祝いをやる。学研連がお祝いをやると三十何名とか、今年のあの状態です。それから大学でまた向こうでやる。そうしますと指導者になる法曹の先生方は、いわば法曹として中堅どころになつて非常に忙しいわけですね。学研連がまとめてやろうといったものたとえて言うと、学員会の副会長をやつておりますと、学研連の団体が幾つもあつて、その一つ一つに回つて行くのが大変だからというので、学研連でまとめてやるといふのでやると、また、しかしそれはそれで、大学も研究室でもやるでしょう。だからそのお祝いの会のやり方というものは、よほど考えてやらないとすつきりいかないのではないかと思います。

それからもう一つの問題は、合格するというのは、先輩の指導その他も重要ですが、何としても各人が、各人としての十分な勉強をするということが必要なので、つまり本にばかり向つていて、社会での交際が如何に重要かということを、また研修所に入る段階ではみんなが考えないし、そういうことが自分の習性になつてしまつて、

そこで非常に忙しいわけですね。学研連が必ずしも（笑い）これは私だけかも知れないけれども、中大の人達はうまくないと言いますか（笑い）、それではみんながそうかと思つて行つてみると、やっぱり伸びている人は非常に上手にそういうことをやつてある。その辺のところを研究室その他で、研修所へ入つた諸君に、本だけ読んでおるのが弁護士として、あるいは判事、検事でも同じだと思うのですが、大成することじやないのだということを先輩が教え込まなければいけないのじやないかと思っているんです。

鈴木 祝賀会のことなんですけれども、実は中大法曹会主催で云々という話は、合同で行くかいろいろあるんですねけれども、誤解のないように申し上げておきたいんです。

鈴木 そうです。
猪股 組織作りをしなければならないということですね。

神 おっしゃるとおりですね。私は、実はどの団体にも属していないし、予備校にも行かなかつたんです。言うなれば一匹狼な仕事をする中で、いろんな方と知り合うことができ、そして弁護士の先輩の先生と

しますといわゆる学研連が合同して祝賀会をやるにしましても、これは六団体だけなんです。そうしますと六団体以外の研究室に入つておられる方は、その各研究室独自に祝賀会をおやりになつておるかどうか分かりませんが、もし、独自に合格祝賀会をやつておられないとして、その関係の方と、広い意味での研究室と称されるものにも所属されていない方の合格者が全部欠落するわけです。それを全部含めていくのは中大法曹会しかないわけですね。ですからそういう意味も含めまして、執行部として真剣にご検討をたまわりたいと思います。

猪股 関心を持たせて、継続として参加させることですね。

話ができるようになって、今度は中大法曹会へ来なさいということで来ました、うまく網に入れないといろんな会合が開かれても、一人ぼっちという状況になってしまったわけですね。

稻田 今の話に関連しますが、合格直後の祝賀会も結構だと思いますが、弁護士になつてからの二、三年ぐらいの人達に、PRを兼ねてそういうところに参加してくれと呼び掛けをやるのもいいと思うんです。

一つは広報活動ですが、どのくらいの人が集まるかということはあるにしても、そういう活動の一環として若い人達を吸い上げる。そういう人達も、何かやつてやりたいという気持は持つておられるはずです。法職過程もその一つですが、それ以外の一般学生に対して、文化祭であるとか、クラブでどういう活動をやっているか、たとえば、町に出て法律相談をやるという企画も中にはあると思うんです。そういうところをアップして、若い人達に、こういう行事をやつて、法曹会で後援しているから参加をやる。全員に出さなくても、もうこれは

三年目までとかいうような活動であれば、そう金をかけなくてもやれる範囲は幾らもあるのじゃないかと思います。

■ 広報誌の発行回数と、横の連絡について

猪股 有難うございました。広報活動について、先程深沢先生のほうから、広報活動の強化という意見もありましたし、稻田先生から違った面から提案がありました。いま私たちの広報活動と言えば、二年に一回の「中大法曹」の編集を会報編集委員会でやっています。それ以外は格別のことをやつていません。

学員体育会では、毎年一回、南甲俱楽部では機関紙を年四回も発行しています。私たちの広報活動が、会報編集委員会がやつているようなやり方だけで十分なのかどうか、世の中は目まぐるしく変わっていますが、大学のほうも変わっているから、そういうことのためには、薄くてもいいから木目の細かいものを頻ぱんにやつて行く必要があるのではないかということを考えますけれども、これについて、幹事長は如何

ですか。

野宮 司会者の猪股先生は、会報発行の責任者をやりましたし、四〇周年記念行事実行委員会の記念特集号編集部長を担当しているわけですし、先生年來のご主張であることは承つておりますが、趣旨としてはよろしい

ことだと思うんです。差し当たり、当面、今年度は四〇周年記念で、今年五月をめどに特集号（第十三号）発行の計画がありますし、それから平成四年度は、平成五年の五月の総会に、通常の会報を第一四号として、これは一〇年前の三〇周年のときも同じだったわけです。今のご趣旨は、

更にこれを強化する意味で、毎年発行、それから中間で薄くてもいいからというお話をござりますから、これは考えてもいいのじゃなかと思います。いわゆる「中大法曹会ニュース」というような斬新な感じのものは考えてもいいのではないかという気はいたします。今後はこの辺の編集方針を、もう少し目的に沿つたコンパクトなものにしながら、総合的に考え合わせて予算面とも関連して検討をしたいと思います。

鎧木 每年会報を出していくことになります

すと、財政上の問題、委員会の構成問題とか、いろいろご苦労も多いと思うのですけれども、大学の現状はどうなっているか、

学部改革の問題、それから大学院の改革問題も現実化しているわけです。そういうこ

とについて中大法曹会・大学に関心が強い先生方でも、今どういうことが行われているのか、分からぬというのが実態なんです。それで、大学の広報誌である「HAKUMONちゅうおう」に学部改革の問題について、まだ中間的なもので確定には至つておりませんけれども、広報的には出しているわけです。今度は大学院の改革問題が現実化するということで、高窪教授が大学院の法学研究科委員長に就任されて、即刻現実的検討を行い、平成三年一二月六日付のものですが、討議資料として、「大学院制度の改革に関する問題点」のとりまとめを行つておられます。恐らく、これをベー

スにして、今後いろいろ大学院大学の構想を練つて行くのではないかと思います。現実化に向つているようなこともありまして、そういったように大学の現状について、会員の方々にご理解いただく意味で、特別

版を出すというのも一案ではないかと考えております。

猪股 増田先生、どうぞ。

増田 先程、神先生がおっしゃったのは、自分は一匹狼といいますか、いわば学研連出身ではないということなんでしょう。神はい。

増田 今までのお話で、法曹会の会員が多いのに、あまり参加しない会員が多いのは、学研連の出身の方でない人が、横の連絡がないとか、学生時代の仲間がないということで出席されないだけで、関心がないわけじゃないと思うんです。今日の出席者の先生方を見ても、みんなどこかの研究室の出身の先生なんですね。だから研究室出身でない方も、何とか参加していただこうな方法を考えないといけないのじゃないかと。去る一〇月八日の四〇周年記念行事などは、二〇〇〇人以上の会員のうち、一割程度の二四〇名ぐらいしか参加していない。あれだけ呼び掛けて一割というのは、困つたものだと思つてゐるんです（笑い）だから神先生のような人は貴重な存在で、できるだけ学研連以外の先生方にも参加するよう

働きかけたほうがいいと思うんです。

中津 研修所を卒業して法曹になる人も、

中大在学中は横の繋りは少ないのですから、研修所の同期生ということで、同期会を作つてもらって、それを法曹会でバックアップする。各期ごとに中大法曹会を作つていけば、別に研究会ということで繋つていなかつた人達も、同期生として集ることができる。しかし修習生にただ任せておいたのではなかなかうまくいかないから、法曹会がバックアップするという形で、各期の会を積み重ねていけば、しつかりしたものがでていくのではないかと思うんです。

鈴木 これは二、三年ぐらい前からみんな切れてちやつたんです。実は先程の話に戻るけれども、指導担当の若手を糾合するという意味で、東京周辺の修習生に幹事役になってもらひ、連絡を密にして、チューターの派遣に協力して欲しいということで、二期ぐらいまでは、うまくまとめて上げるような形で、いろいろとやつておつたけれども、その時々の人材といいますかね（笑い）。

中津 大事なのは世話人です。

鈴木 世話人になる人がいませんのでうま

くいかないんですね。そういうことですから、中大法曹会として、正式にバックアップ体制を取つていただきて、飲む話はあんまり健康的じゃないかも知れないけれども（笑い）、たまには寿司でもつまみながら、懇談するといったような機会の中で、うまく横の連絡を取つていくことも、現実的にやるべきではないかと感じております。

稻田 そのことに関連するのですが、松井先生が教官のときに、ぼくら一七期もお世話をなつたわけですが、先生のお話のところ、私どもの時から大学主催の祝賀会が無くなつてしまつたんです（笑い）。それで憤慨しまして、一番多く受かつた年でもありますので、各クラスから代表委員を出して、委員会を作つたわけです。中津先生なんか旗ぶりをやりました。松井先生が扇動したのかも知れませんが（笑い）、大学でやつてくれないなら自分たちでやるということになつたわけです。そこで確か各クラスの委員会が協議をして、謝恩会という形ですることにしたんです。先生方のお蔭で受かりましたということで、総長以下全員に招待状を差し上げたわけです（笑い）

これで大変な金が集まつたわけです。多分それまでの祝賀会の中では一番盛大なものになつたと思います（笑い）。

松井 ぼくはY君に、君、連絡取つて、やれって言つたんですよ（笑い）

稻田 それでいい意味での効果といいますか、副次効果が、今も話題に出た横の連絡がものすごく密になつたと思います。今でも一七期は結束をしているのですが、そういうことを契機として、いま鈴木先生が言われたように、まとまっていく必要があるかも知れません。

■ 会則の目的を達成するため に若手が確保されているか

猪股 会則では「中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする」というたいへん高い理想・目的が掲げられております。最近の中大法曹誌には「発達」と書いてあるようですが、これは「発展」が、いつの間にか「発達」になつたの

で、間違いでございりますので、訂正していただきたいと思います。

いま大学問題委員会と、法職教育検討委

員会という二つの委員会が、この目的に向けて検討し実践活動をしているわけでございます。法職教育検討委員会では、法職講座を中心に法職教育について強力なバックアップをしているという評価ができるだろうと思います。一方、平成五年四月には法律学科の授業科目が大幅に改正されようとされています。その中で、これは法律専門科目として、憲・民・刑の司法演習、それから七科目の特別講義に若手法曹に講師をお願いするという案が出されております。これについては、法職教育検討委員会でも検討されることになると思いますが、具体的にいうと、どのくらい若手が確保される見とおしですか。

鈴木 実は過般、カリキュラム検討委員会のほうで、大体の大筋の改革案は、教授会を通したらしくないです。ただ、細かい点になりますと、まだ正式に皆さんに配付申しあげる段階にないと……。

依田 これはもう来ているでしよう。

鈴木 いや、いや。

依田 僕はみているけど。

それは「HAKUMONちゅうお

う」でしょう。九月二〇日に策定していま

す。

鈴木 策定して、それがまた変わるとかい
う話があるようなんです。そういう意味で
申し上げたんですけども、最終案として
は、ほとんどそのとおりになるのではない
かということなんですかけれども、カリキュ
ラムの問題について、特にわれわれの一番
の関心事である法学部法律学科のカリキュ
ラムの中の、必修科目をどうするかという
ことについての議論を早く詰めて、結論を
出そうという段階にまで入っているような
んです。問題は、その中に司法演習とい
う形で、OBに講師を依頼して、そして一年
の後半から二年かけて、半年くらいのペ
ースでこれは、正式な単位になるわけです。
単位は二単位をもらえるようですがれども、
そういうようなことを現実的に、来年の四
月から実施に踏み切ろうということで、大
綱はほとんど決まつておるわけです。そ
ういう意味で、法学部長のほうからも、内々
いすれ中大法曹会のほうに講師の派遣につ
いて依頼を申し上げることになるので宜し
く、というお話をいただいているわけです。

ただ問題は、いわゆる若手法曹というよう
な意味での位置付けだけなのか、司法演習
といいましてもどういう演習をやるのか、
憲・民・刑を全部取れるのか、あるいは憲
法なら憲法、民法なら民法だけに絞つて受
講させるのか、そういう細かい議論がまだ
正式に詰まつていないみたいなんです。で
すからその辺のところが、大体ある程度は
つきりした段階で、どの程度のクラスとい
いますか、どういう人材を派遣したらいい
のか、その制度の趣旨に合った形で検討を
していきませんと難しいのではないかとい
ふことで、具体的な議論に入つていらないわ
けです。ただいえることは、少なくとも来
年の四月から現実的に司法演習というもの
を、正式なカリキュラムの中で講座を持つ
ということになりますと、夏場前にある程
度講師の候補予定者を決めまして、それで
教授会なり、しかるべき教授との間でいろ
いろと議論を詰めながら、どういう講義に
していくのか、どういう位置付けでいくの
かということを、検討をして行かなければ
いけないのではないかと思います。いきな
り四月になつて、「はい、お前行つてこい」

じゃ、バラバラになってしまいますから、
このような作業も恐らくは、大学問題委員
会や法職教育検討委員などで正式に話が出
ると思うんです。ですからその辺に対する
中大法曹会としての司法演習取組について
の意見なり、考え方をある程度集約をして
いただいておりませんと、いざ出発のとき
に非常に難しくなるのではないかと思いま
す。

猪股 先程、北村先生が数が多い悩みだと
いうことを言わされましたけれども、だから
幹事なり、また選ばれたチーフターは、代
表選手という位置付けになるだろうと思
います。代表選手というのは、常に、いつま
でも代表選手じゃなくて、ときには後進に
道を譲るという意味で変わつてやらないと、
マンネリズムがいつのまにか支配する、情
性に流されることも配慮しなければいけな
い。特に法職教育検討委員会、法職講座に
ついては、有能な若手を全部網羅しながら
これを登録する。そして二年に一回、また
は四年に一回投手を交代して次をあてる、
そういう組織づくりを検討する必要がある
と思われますが、如何でしょうか。

松井 それは研修所の教官と同じじゃないですか。

猪股 はい。

松井 三年以上はやらせないと、一年では経験が足りないと（笑い）。

鈴木 大学側では実務法曹をお願いするわけですから、それぞれ大変お忙しいであろうから、二年、三年にわたってお願い申し上げることはとうていでき得ないだろうと、従つて半年なら半年お願いして、投手交代しながら、あるいはむしろ一期ぐらいは留任でもいいんでしょうかけれども、サイクルで回していくというのが基本的な考え方のようなんですね。ですから、やはり講師陣の裾野をきちっとしておきませんと対応できなくなってしまうので、これは非常に深刻な問題が出てくると思います。

これは後で議論になるのかも知れませんけれども、特に学部改革の中では、国際法律学科の定員を一六〇名にしたという原因が、従前の法学部の正式な定員が八〇〇名なんですね。文部省の関係で臨時的に一六〇名増やして九六〇名になっているわけです。そうするとこれは臨定ですから放っておきま

すと、いつの日か八〇〇名に減らされる可能性があるということも背景にあるようですがあります。それで新学科を新設して一六〇名にして、それで八〇〇名は従来どおりの位置付けになつておるようでございます。

この八〇〇名を対象に司法演習を全部やることとは、これは当然不可能なんです。従つて、現在考えられているところは、大体八〇〇名の中の一五〇名程度、一クラスを一〇人か一五人にするか、多くて二〇人だと思うんですけども、その程度の人數のクラス編成をして、司法試験合格に向けて強力なりードをしてもらいたいというのが、大きな趣旨のようです。

■若手は法職教育に協力する姿勢を持っているか

猪股 中津先生は昨年まで法職教育検討委員会委員長ですが、その場でやはり若手法曹は、法職教育について協力をしようとう姿勢がありますか。

中津 基本的にはござります。現在中大法曹会の法職教育検討委員会が、法職講座の下請機関みたいな形になつております。それで

今年度中村茂八郎委員長が就任しています。現在、丁度曲がり角みたいなところに付いて、単に法職講座を応援するというこ

とを超えて中央大学における法職教育のあり方そのものをどうするかという高い次元の話に移つていくことになると思います。そういうことにどれだけOBが協力できるかという議論が中村茂八郎委員長の下で委員会活動としてグレート動いていくと思いまます。

鈴木 法曹養成大学として如何にあるべきかという位置付けで検討がなされているのではないか。そうなりますと当然大学院の改革問題も視点に入つてくる可能性があるわけですね。

■大学問題委員会は諮問を受け意見を出すだけでよいのか

猪股 さて、ここで大学問題委員会について触れましたけれども、元は特別委員会として、大いに関心を持つて、松井先生などが中心になつてやつていただいたわけです。その後「特別」を取つて常置委員会になつて久しいのですが、これは諮問を受けて答

申するというふうになつてゐるやに考えられますけれども、委員会が自ら大学問題について、調査したり検討したりして活動をし、機能を高めるべきではないかという意見もございます。当初の特別委員会の頃の活動を踏まえて松井先生にお話しいただきたいと思います。

松井 当時は諮問に応えるという形を取つていた。丁度その頃で言ひますと、大学は問題をはらんでおつて、例の学生騒動やこれを越えた問題で、これをどういうようになついくべきかという意味で、大学問題委員会ができたのです。そこで、諮問に応えると、そのためにはどんどん常置委員会を開いて、法学部の教授やいろいろな方に来ていただいて、実体を調査して、そして意見を出すという形だったので、それには尽きる問題ではないのですが、みんな忙しいわけです（笑い）。要するに自分の仕事をこなしていくという立場と、そういうこととの関係で、どの程度にこなせるかと、いう問題であつて、もちろん目を光らして、諮問以外のことについても、委員会自体がこういう問題点についてどうだということ

で意見が言われるぐらいに構成されれば、もちろんそのほうがベターだと思うのです。がね。

■今後の大学問題委員会のあり方について

猪股 今度二八日に大学問題委員会主催の会合がありますが、現在の執行部は、大学問題委員会に対して、どうすることを中心におられたのですか、幹事長が考えておられる「これからの大問題委員会」について、幹事長から発言をお願いします。設楽 その前にちょっとと発言させて下さい。

猪股 それでは設楽先生どうぞ。

設楽 私が引き継ぎましたときは、大学問題委員会は諮問を受けてやる、ということであり継を受けていたんです。それは何故か

いふ大学でやつてゐるけれども、われわれはできるだけブッシュしようじやないかと言つて、当時法学部長の外間先生あたりに申入れても、今検討中で近くまとまる見込みなので、もう少し待つてくれと言われたんです。ですから大学問題の委員会は、やれないので、改革案がきまりましたから幹事長に大いにやつてもらいたいと存ります。以上でございます。

野宮 設楽幹事長から引き継いだときが微妙な時期であります。四〇周年記念事業のこともありましたので、時間とそして、頭がなかなか回りませんでしたが、副幹事長や事務局長がしっかりとしておりますので出来ました。結論から言うと、現在の執行部は就任早々諮問を出しております。その問題点は三つございまして、一つは「現在法学部が進めている学部改革試案について法曹会としての意見はどうか。」ということが一つであります。これは法学部の改革問題で、カリキュラムを中心とするテーマでございます。（二番目に「大学が創設準備を進めている新学部（総合政策学部）の教育内容とこれに対する財政負担について、

法曹会としての意見はどうか。」これをやつてもらつて会員に新学部の普及をしたり、ご意見があれば必要に応じて意見を具申する答申をして欲しいということあります。

三番目は、冒頭で司会者がお話になりましたような「中央大学基本規定」、いわゆる寄付行為に関する研究会を、小委員会を組織してやつていただきたいということです。

特にその選任方法についての問題が多いという点も述べ、これについて、法曹会として検討すべき点はないか。としております。

その中で、特に「法学部のカリキュラムの改革問題」を中心として、就任早々、昨年何月でしたか。

増田 九月二〇日です。九月二〇日の第一

回委員会で、各委員会の委員長、副委員長を決めるときに諮問したということです。

野宮 詮問の日時はそのとおりでございま

す。それからいま申し上げようとしたのは、

就任早々七月九日に、駿河台記念館にて、

当時の、外間法學部長以下六名のカリキュ

ラム委員である教授の皆さんから、説明会、

意見交換をしたいというので、中大法曹会

の執行部と、合わせて司法研修所、現・元弁護教官十五名が集まりまして、意見の交換をしたことがあります。

カリキュラムについては非常に問題が多いようで、後で詳しい方に話を願いしたのですが、法学部内のカリキュラムの改正検討委員会というのがあつたのでしょうか。

鈴木 あります。

野宮 今でもあるのでしょうか。

鈴木 あります。

野宮 この中に法学部法律学科の学生、現在は、臨時増員を含めて九六〇名のうち、司法試験に合格するのは一〇〇名内外であり、その外の学生・卒業生は(就職のため)

企業のほうに向いている、あるいは行政庁を向いているから、司法試験のコースばかりを考えられないというふうな、ご尤

もと言えどもですが、われわれは伝統ある母校の後輩に法曹のよき後継者を求めるか、反応がなかつたわけです。ところがその後、教職側、法学部教授会で真摯に、真剣に検討を重ねた結果、意見書のかなりの部分を取り入れて、現在の新学部創立や法学部改革に生かしているということが言えます。そこで、意見を出した大学問題委員会とすれば、諮問に答えた意見が、どのように生かされているか、どのくらい具体化されるのかを見守つていかなければならぬと思います。そのために、年に一回以上教授との交換討論会をやらなければ

ないかという意見も申し上げたことがございますので、その延長線で意見交換をやるというのが、今度の一月二八日の意見交換会ということです。

猪股 いま幹事長からお話をございましたけれども、中大法曹会が大学に提出した意見書というのは、大分具体化されてきているわけです。「母校創立百周年記念号」は

一九八五年(昭和六〇年)五月の発行にかかるものでございますが、これは当時、大

学問題委員会が精力的にいろんな部会を開いてまとめたものです。これが提出されたときにはなかなかはつきりした対応といふか、反応がなかつたわけです。ところがそ

の後、教職側、法学部教授会で真摯に、真剣に検討を重ねた結果、意見書のかなりの部分を取り入れて、現在の新学部創立や法学部改革に生かしているということが言えます。そこで、意見を出した大学問題委員会とすれば、諮問に答えた意見が、どのように生かされているか、どのくらい具体化されるのかを見守つていかなければならぬと思います。そのため、年に一

いけないというような意見もございます。

そういう意味で、大学問題委員会は、諮問ばかりじやなくて、日常活動を通して積極的にすすめていく必要があるという気がするわけです。今度諮問された三つの問題が、

「法学部のカリキュラムの検討」、それから「総合政策学部の内容について意見交換をする」。それから「基本規定の改正についての問題」。とくに「評議員の選任、それから選出方法」ということなんです。今たまたまこの中で二つが具体的になってきたわけです。三つ目が「中央大学基本規定」つまり「寄附行為」の改正問題について検討することになり、いま、学校法人中央大学理事会のなかに、検討懇談会を設けましたが、繩稚先生、これについての将来的な展望といいますか、中大法曹会がまず検討をする前に、さわりの部分でも発言していただきたいと思います。

繩稚 基本規定の改正問題についてこれから検討をしていくわけです。先程猪股先生が言われましたように法人理事会の中で、まず問題点を整理・検討して、そこから始めようじゃないかということになりました。

具体的には確かにいろんな問題があります。

評議員の数、選任の問題、あるいは決議機関か諮問機関か、その他収益事業のことについても、私立学校法は収益を目的とする事業を行うことができるとあり、基本規定は収益事業を行うと規定しています。早稲田大学はホテルを建てて収入を上げるとか

いわれています。中央大学の入学金等の収入が約二〇〇億円あるが、人件費が同じぐらい出て行く。こういうような財政の不健全体質を直さなければならない。そのためにはどういうふうに大学の健全財政や活性化を図るかという、いろんな問題もございまして、収益事業を出版業と生命保険業務に限定していることや、学校会計の予算は、別個の会計に区分せよとか、いろいろ細かなことも改正すべき点として多くあるわけです。それを何も手を付けないでほつたらかずのはどうかということで、理事会の中

に学校法人中央大学基本規定(寄附行為)検討懇談会(委員十一名)を設置してそこで検討していくことと、本年一月二〇日の午後三時に、この記念館で第一回の会合をやるわけです。

なにをやるのかといいますと、まず問題

を拾い上げるということで、それができたことで、それをどうするか。概括そんなよう筋だと思いますが、私から説明しました。

■評議員問題について

猪股 有難うございました。そういうことで評議員会についてもいろいろ問題がございます。評議員の選任の問題についても、いちどなつたらなかなか辞めないとことで人事が停滞する。後進がやりたくても全然ボストがない。更に二〇〇名じや多すぎるという意見もある。どういうふうにこれを改革していくかと、これは大きな問題としてクローズアップされています。設楽先生もそれについて意見もございますので、評議員の問題についてご発言いただけます。

設楽 評議員問題は学員会や評議員会でいつも出ております。地方の先生がおつしやることは大学の入学試験問題がむつかしく、二代統いて中央大学に入っていても、三代目は駄目だと杓子定規にいわれてもそれは

困る、そういう場合はとにかく後で落つことでもいいから入れてくれる制度がつくれないかというようなことで、大分ご不満のある向きもあります。しかし、いま編集委員長が言われたように変わらないんですね。その点がやはり一番問題だらうと考えております。それから同時に新しく起きた問題は、各卒業年度の同期会といいますか、支部会ができまして、最近、去年卒業ですか、一昨年と、一つ二つでき始めました。かなり人數が多いわけですが、そういった人達の発言力、活動力の可能性を評価し、このようなグループを含み、若い働ける人が評議員になれるようにならいいんではないかというご意見があるんです。ところが現実はほとんど大きな支部会で、そこことはいつも指摘されておりますが、法曹会、南甲俱楽部、体育会といった大きな支部会が、握ってしまっているといわれているわけです。

しかし評議員の選任方法を改めるということは、事実上大変なことで言うべくして極めて困難といわれております。私が密かに考えておりますのは従来の方法を急変することは無理として、地方の意見を吸収するため、地方の職域団体、地域団体をハブロックならハブロックに分けて、そのブロックから何人かを交代で出す、たとえば、日弁連の副会長ですか、地域によりブロック別に副会長が選任されることがあります。そういうような何かルールを作りまして、万遍なく各地域の支部会から交代で出す、そうすれば案外公平感が持たれるのじやないかという感じを持つわけです。そうなると既存の法曹会、南甲俱楽部、体育会、その他が、総員二〇〇名の枠内でやりくりしなければならない。これがまた大きな問題じゃないかと思います。それにプラス今まで評議員の地位でおられた先生が、急に辞めるということは非常に寂しいことは分かります。従つてそれを待遇する意味で、名誉評議員というような制度を作つて、待遇することはできないかという議論があります。大学当局も各大学の基本規定を取り寄せ調査しているようですが、そういうシステムでやっている学校は確かにあります。それで、名誉評議員は、大学ではそれを依頼すると、何を依頼するか分からなければなりません。

ども「大学として待遇する」旨を規定してあるものもあつて、それぞれ苦労されておるわけでございますから、先生方の英知を頼りにしておりますので、名案を工夫してもらいたいと思います。

猪股 依田先生、評議員についてシャープな意見を、どうですか。

依田 これは七〇歳になつたら辞めると中津 いや、それは立派な一つの卓見ですよ。

依田 そうなると私ももう二、三年で終わりですけどね。

設楽 やつぱり八〇歳になつたら辞めるとか決めるといいわけですね。

松井 再選をしないということですね。

設楽 何かそういうことがあるみたいですね。

依田 いや、八〇歳じゃ遅いですよ。されでは若い人は入れないです。若い人を入れるには、七〇歳になつたらもう再選されないと、最大の方法でしようねえ。私は実は一弁の評議員で、年取つた先生に辞めてくれといつても、なかなかうん

と言つてくれないで苦労したことがあるんです。だからもうこれは定年制を設けるしかないですね。教授のほうは七〇歳になると定年になって評議員になれませんから、学員のほうもそういうふうにすべきだというのが私の意見です。

猪股 それではここで学員会・協議員会の活性化について、さわりの部分に移りたいと思います。学員会の幹事、いわゆる協議員を現在は八〇〇名まで増やして、そして活性化を図ろうとしています。この活性化も問題です。これもなかなか交代ができないので、やはり若手を登用するために増やしたという一つの経過があります。松井先生は学員会の副会長も経験され、会則改正の問題も手掛けてきましたが、そういう経過だったわけです。ところが増員したからといって、最近の学員総会、協議員会ではそんなに出席者が増えていないという事が事実であります。これは中大法曹会と全く同じことだと思うんです。ですからやは

り協議員会の活性化を図る。そして機能化させる。そのために中大法曹会が推薦した協議員には、ただ出してやる、推薦するだけではなくて、協議員を通じて学員会そのものを活性化する、そのため、いろんなことをやらなければならぬということですが、この点について、事務局長はどういうふうに考えますか。

中津 私も一〇年以上前に協議員にしていただきまして、協議員会には余程のことがない限りは出席しているのですが、出てみても、参加する喜びがないんです。先輩のほうから全部スケジュールが決まっておりまして、会議進行中思いつきで手を挙げて、「はい」と言つても悪いわけではありませんが、あの何百人もいる会合で、仮にその場で自分の考えたことを言つたって、それほども收拾がつかないでしよう。だから出席率云々、あるいは活性化云々という問題は、やはり私ども協議員になつた人間に、たとえば、お前はこれをやれとか、こういふことをこうしろとか言つていただいて仕事を与えてもらうというか、発言する場面

いるだけで、どうしようもないということじゃないのでしょうか。確かに協議員には私どもの世代の仲間が沢山おりますから、そろそろ手を挙げようかといつてはいるんです。たとえば、三〇人ぐらい仲間を集めて、一つの提言をすることは、協議員として可能ではあります。しかしそれを今突然やつたら、恐らく混乱してしまつて協議員会が成立しなくなつてしまふのではないかという心配もあるのですが。

繩稚 何時でしたか安藤章先生は、「箱根駅伝を強くする会」を取り上げて発言されました。あるいはもっと司法試験に合格させるように、学員会でバックアップしようということなど沢山ございますが、そういう発言は時々耳にするだけで、予算、決算は全部幹事会、常任幹事会で決められてし決まつていても、総会だから意見をいえばよいのでしようが、出て行つても何もすることがない。たとえば中大法曹会に、第一回の定時総会に新しい新入会員をお呼びますが、ほつておいたら、誰も来ない、ある年度の執行部のときはゼロだったときもあるし、ある執行部のときのように二〇

人も集めたときもありました。協議員会もこんなことを発言したって仕様がないといふことで、出てこないのではないかですか。

協議員会が活性化を目的とするならば、何

かをやらせるような魅力ある協議員会にしない限り、法曹会も同じです。出てこないものは仕方がないといつてそのままにしておいていいのかどうか、考えなければならない問題かと思います。

中津 今のまま学員に対し大学に出てこいといつても、仲々出てこないと思います。

出でれば出席甲斐のあるように中大学員会の体質改善していかないと、積極的な参加は望めないでしょう。法曹会もまさしくそうでございまして、法曹会がなかなか锯野が広がっていないのは、新入会員は、それでも曲がりなりに何人かは一度は来るんですけど、もう次からは来ないんです。

何故だと聞いてみると、行つても大先輩ばかりでは、自分のいる場がないと言うんですね。「いや、そんなことはないよ。一回、二回はそうかも知れないので、三回、五回と重ねていけば、顔見知りの先輩も出てきて、それで、またいろんなお話をでき

るようになる。それを一年で止めたら駄目だよ。辛抱しなければ駄目だよ」と言うんだけど、まず二年目から若い人は来ないで

すね。

松井 最低三年は継続しなければ駄目ですね。ねばりがあるかどうか（笑い）その問題ですよ。

猪股 協議員の活性化については、これは中大法曹会を活性化するよりずっと難しい

ということが言えようかと思います。で、

今、学員会の常任幹事会では、それぞれ部会を持って、この活性化について検討が進められているということでございます。幹事長としては、中大法曹会推薦の協議員全員の会合を開いていたたく事になりまして、

まず、その意見を聞いて、協議員活性化のための方策を検討されたらどうかと考えております。

野宮 本部のほうの基本的な活性化の点も是非参考にしたいと思います。

設楽 私はさきほどの選任評議員の定年の話ですが、定年制も一つの方法ですが、何歳定年という方法ですね。この間、私はプラジルに行つて、ある弁護士に会つたら、

自分は定年で辞めたと言ふんです。それで

また、ある人はまだ弁護士をやっていると言ふんです。定年は三十年間だと言うんです。年間定年なんです。遅く入つても、早く入つても三十年間で終わってしまうんです。私は若くてやつたから、五四歳で定年ですと言つておられたのですが、評議員の定年の一つの方法で、何回まではできると、それと定年とをうまく合わせればいいのではないか。

鈴木 回数制限ですね。

全貢 （笑い）

また復活ができる回数制限なんですね。

設楽 そうなんです。一回一休みだけしてですね。

松井 そうなんですね。

中津 少なくとも一回一休みするということですね。

松井 そうなんですね。

猪股 パスした分を他の人にやるんですね。

依田 連続しないと駄目ですよ。途中で辞めて、また復活というのは、良くないです。一度辞めたら大学の事情がわからなくなると思います。

松井 それはやっぱり基本的に言うと定年

制は結構ですよ。しかし、そういうことをやろうと思つたら、やるほうが知恵を持たなければ駄目です。うちの大学じやないで、一億円以上寄付したら校賓にするという、校賓規程の大学があるんです。校賓は、大学の正式行事に招待される、たとえば、卒業式、それから記念会。そういう規定がちゃんと載つているんです。中央大学には一億円以上寄付したって、それを処遇する規定があるでしようか？ 校賓にしようと、名譽評議員としよう、何でもいいですよ。若くて評議員になつた人が能力を持つているかというと、必ずしもそうでもないですよ。ぼくは八〇歳に定年にしてもらつたら困るとか、そんなものはないですよ。定年は結構だし、大体が伝統でいうと、いわば評議員は世襲的だつたんです。それから古い人が知恵がなくて若い人が知恵を持つっているかというと、そうでもないんです。それはいいけれども、それで定年制に変えしていくのは、評議員になりたがるのだから、それは結構なんだけれども、そうしたらその人達をどういうように処遇するのか、名譽評議員という制度は、そんものは学校法

人法はないですよ。然し大学がしかるべき処遇を考えるのは別問題です。あの多摩の大施設を見に、文部省の役人が来て、何と言つていたかというと、官学は私学にはとても及ばないと、われわれが丁度理事をやつてゐるときに、それを見て回つて、官学は私学にはとてもかないませんというのです。だから今度は教授陣が充実して、官学は私学にはかなわないと、ハーバードは私学ですけどハーバード並みに、中央大学には官学はかなわないということを文部省に言わせなければ駄目です。だからそれは評議員の資格に定年を設ける。それはそれで結構です。若い人がどんどん出て行くというのは結構。しかし、二〇〇名を推したもののは、それはそれだけの歴史があり、そのための必然性があつたわけですね（笑い）。評議員もしかりです。評議員だつてもつと増えていいと思います。

私はこの幹事会だつて、幹事なんてのは会員の二割ぐらいに増やしてもいいと思ってます。何か肩書が付いて、お前骨折つてくればよということでなければ、みんな閑心を持たない、熱意を持たないでしよう。時

世はどんどん変わつて行つておりますから、だからそのところを考えていつたついのじゃないですか（笑い）。

猪股 関心を持たせるためには、やはり肩書きが必要だということですか。

松井 それはそうですよ。

依田 定年制の問題について付言したいのですが、制度といふものはいい面と悪い面とがあるわけです。定年制度もそうです。ぼくは松井先生を尊敬しているし、年取つておられる先生のうちに立派な先生も多数いらっしゃいます。そういう人にはやつてもらいたいんです。しかしそうしますともう年取つて大学のことは何もわからなくなつた人にも辞めてもらえなわけです。ですから若い人でなくともいいんだと、活性化なんていうのはいらなんだということがあれば、何も定年制なんかは要らないんです。けれども、若い者も入れて活性化しなければならないから、定年制が必要なんだということです。確かに定年制にはマイナス面もあります。制度ですからマイナス面はあるんです。だがマイナス面だけを非難してたら改革はできないのです。そ

いう意味ですから、どうか誤解のないよう
にお願いいたします（笑い）。

■会財政について

猪股 さて、先程も会費の問題が出ました。

会費は会財政を支えるものでございまして、会報を紐解きましたら、当初はポケットマネーで財政を賄つていたと、それが昭和四八年ぐらいに、会費は一〇〇〇円。しかし、

この会費というのは、幹事になつた方だけの会費なんです。現在は、会則上ではございませんけれども、幹事会が発議して、幹事会の承認を経ると、今は年額一万円となつています。これは現在は、幹事以上の会員についてのみ負担させているという点です。果たしてこういうことで法曹会に関心を持たせ、そして会報を発行し、さらに会活動を活発にできるのか、この会費と会財政についてお聞きしたいと思います。

深沢 質問にわたるかも知れませんけれども、評議員の活性化の問題に関連して、先

程設楽先生のほうから、学員会でも、法曹会、南甲俱楽部、体育会等が幅をきかして、いるような話がありましたが、各会のそれ

ぞれ幹事さんもいらっしゃるんだろうと思いますが、学員会の幹事さんたちが、定期的に協議をする場というか、心を開いて話

合うような場というのはあるのでしょうか。

設楽 一般的にはないのですけれども、大学の基本規定によると役員選任の場合に、学員会が推薦していくグループがあるんですね。

深沢 それがまた問題ですね。

設楽 そういうグループがありまして、学員会では、この候補者を、まずきめて大学に推薦し、大学はまた規則によつてその中から選任するということになつています。そして、候補者の推薦や、選任をするのが、

法曹会、南甲俱楽部、体育会、あとはちょっと分からなければ、大きなグループから代表が二、三人ずつ出て、その枠の中で決めていくようです。

中津 今の深沢先生のご意見ですけれども、最近は各卒業年次ごとの支部会が出来上がつていますね。

深沢 ええ。

中津 この傾向が今後ずっと続いていきますと、一〇〇年河清を待つ程でなく三〇

年後、五〇年後になれば、多分、今年度は何年卒から何年卒のOBが学校を運営していく。その次は、何年から何年までのをや

つていくというような形が実現する時代になると思うんです。ところが、中央大学の今日の情勢は、歴史的に見れば、法曹会の先輩とか南甲俱楽部の先輩が、学校のため非常によくやつておられて、その伝統をいまも引き継いでおるといえどもそれまでなのですが、どうしても法曹会、南甲俱楽部、体育会の発言力というのが学員会において強いということは歴史的産物ではあります

がこの保でいいのかという問題ではあります。

松井 やつぱりそれがあるから学校で募金をやつたって、法曹会はどれだけ集めた、南甲俱楽部はどれだけ集めたでしょう。定年制は結構だし、そういうふうなことをやるのはいいのだけれども、それはそれで、そういうことが出来るためにちゃんとやって行かなければならないです。たとえて言ふと、佐藤一斎ですか、言志四録の、彼が昌平黌の先生に任じられたのは何歳のときだと思いますか（笑い）。

依田 先生、何遍も同じ話をするんですけど

ど、特別な人は惜しいんです。大学の教授

だつて、国立大学は六三歳定年、私立大学

は七〇歳定年で辞めてしまうのは、惜しい

という人は沢山いるんですよ。

松井 そう、そう、そう。

中津 それは裁判所だつて同じです。定年

制というのはそういうものですよ。形式的

に年令がくれば後輩に席を譲るのが定年制

ですもの。

依田 ですからそのために悪い面があるの

は仕様がないんです。全体でどうかという

ことで定年制を考えなければならない。と、

私は思うんです。

それをしなければ若い者を入れて活性化

することはできないでしょと申し上げて

いるんです。

松井 それはそうですよ。

依田 ただ学員会議員の定年が七〇歳と

いうことは申しあげません。法人の評議員

と同じにする必要はないと思っています。

猪股 先程、財政の問題に移るということ

で話題を変えましたけれども、法曹会の皆

さんは財政・会費の問題はあまり好きじゃ

ないんですね。

全員 (笑い)

設楽 これに関して一言言わせて下さい。

日法協がありますが、あの会費の集め方は、

そういう連絡と兼ねて集金まで全部やつて

くれる団体なんですね。

松井 そういうことももつと知恵を出して

行かなければいけない問題ですよ。

設楽 そうすればかなり大勢の会員に出し

てもらえるんです。それで幹事は一万円で

も、一般の人はもつと下げていくといわ

けです。

猪股 そういうことも一考に値するという

ことですね。

中津 お金の問題につきましては、鶏が先

か卵が先かみたいなものがあります。お金

を集めて何をやるのかという問題、こうい

うことをやりたいということ、たとえば、こ

四〇周年記念行事をやりたいからというこ

とで、皆さんにお願いしたらそれだけのお

金が集まるわけです。ただ、会報を出すだ

けのために、毎年一万円出せと言われたら、

ウーンと首をかしげることもあるでしょう

から、その辺のところは考える必要があり

ます。何をやるために、どれだけのお金を

集めなければならぬかということが重要

ですね。

猪股 現在、会計はどなたがやつておられ

ますか。

中津 会計は次長がやつております。

猪股 現在、どのくらいの徴収率でしょ

うか。

中津 幹事の方はほとんど、払っていただ

いているようです。

■予算を計上して事業を執行する時期

九割方の収納率はあるんですか。

中津 はい、九割方は払っていただいてい

ます。

猪股 一万円ずつだつたら、三〇〇万は集

まるんですね。

中津 ええ。

猪股 かつて五〇名を一〇〇名にし、一〇〇

名を二〇〇名にしたように会費を集めるた

めに幹事を増員するというのは本末顛倒だ

と思います。

猪股 会費を集めていますが、今も予算制

度を採用していないんでしよう。

どういう委員会でどういうふうに使うのか、たとえば、先程、法職の関係で、若手法曹を登用するために金を使うと、これもやっぱり予算化を図つていいないと、旧態依然で、ポケットマネー時代の名残りがあると、だからその点も会の組織作りのためには、また裾野を広くするためにも、予算化をすすめていかなければならぬということが言えますね。

依田 会則で、ちゃんと予算案を作つて、承認していかなければならぬということが載つてゐるんです。しかしこれをやつたことがないんです。ぼくが事務局長のときもそうですがれども、まあ、いいや、そんなことを言わずと言つて過ぎちやつてゐるんですがね（笑い）。

中津 予算といえば、こういう事業をやるために、これこれの金が必要だということなのですが、先程来申し上げたように、中大法曹会では具体的な事業活動がはつきりしていないんですから、今の時点では予算化は難しいですよ。

依田 分かります。だけど、会則にあるん

だから、決議はすべきだろうと思うんですね。昨年度の決算どおりでもいいんですね。

稻田 強制までするのはどうかと思うのですが、郵便物はともかく、会員宛に年に何回かは出していいわけですし、会報も送るとしたら、大方の人は三〇〇〇円なら三〇〇〇円を振り込んでくれと、郵便為替の用紙を、年に一、二回、会報を送るところに入る。あるいは総会通知に入れるといふようなことをすれば、少なくとも五割ぐらい払い込んでくると思います。同時に払い込んだらやつぱり関心を持つてくれるだろうと思うんです。そういう意味があるんです。それから、三〇〇〇円ずつ郵送費が集まれば、ニューズ的なものも何回か発行できるだろうと思うんです。だから、そういう意味で中津先生が言われた、鶴が先か卵が先かという点はあります。一回それをやつてみてという感じがするんです。

東井の場合、たまたま私の前の事務局次長の石渡さんが、「中大法曹第一号」でしたか、まず送つてくれたんです。その後は、確か七、八〇万位集まつたと思つた

んですが、今回はその五割増しぐらい集まつているんです。前に送つて、また今回も送つてくれた人もいるでしょうし、前回送らないから今回送つたという人もいると思うんです。多分二回もただでもらつては（笑い）悪いという人も多分あると思うんです。だから増えたのではないかといふ気もするんです。

鈴木 法職講座の予算の問題で、実はまだ正式に決定したわけではないんですけども、法職講座の関係の予算が、事務レベルの段階ですが、極めて厳しい査定が出されております。これは一月一四日に正式に出されたようです。その中で法職講座の運営費が数字だけから見ますと大幅ダウンとなつております。恐らく永井委員長が、近々どういうわけでこうなつたかの問題を含めて、担当の常任理事や事務局長などに合つていたくななど、いろいろとご努力を願うことにはなつてゐるのですけれども、総体的に予算が絞られたような形で組まれているやにも承つていいわけなんです。ですから、場合によりますと、中大法曹会のほうから、君、行つて頑張つてくれという場合

に、予算化の問題に関連して、多少の補助をこちらから出せるような体制でもあれば助かるかなというようなことを、常々思つてゐるところなんです。

猪股 大分時間も経ちました。五時から懇談会を用意してございます。そこで、どうしてもここで発言しておきたいという方がありましたら、簡単に発言をお願いします。

野宮 財政問題のなかで、いま設楽前幹事長がご発言された、会の集金業務は、現在、日本法律家協会東京支部が、日本学界事務センターを利用してやつております。ここは会報など出版物の発送から会合の通知事務までやつておりますが、一応執行部で検討をしてみたいたいと思います。経費もかかりますから、中津局長さん、一遍検討してみませんか。

中津 はい。

設楽 お金が掛かるかも知れませんけれども、昔よく学術討論会というのがあります。PRの一環として法曹会で懸賞金出して、大学の学生にやらしてみるというのも面白いのじやないかと思ひます。

鈴木 常々お願ひばかり申し上げて恐縮な

んですが、法職講座の運営の問題につきまして、事務局体制の整備が先生方のご努力で、従前よりは良くなつたんです。人数も確かに増やしていただきました。しかし、その当時はまだ公開答練を新規事業としてやつをやつていなかつた時代だつたわけですが、一昨年から公開答練を新規事業としてやつてゐるわけです。しかも一週間目までに答案を必ず返却できるように、全部採点・添削させて、それを今度は統計を取つて、何点から何点までは何名というように、受講生全体の統計リストまで作つて、更には、レジュメを作るところから、何から何までやつておられるわけですね。ですから、事務局はアルバイトで、お願い申し上げているわけです。それで、その後はプロジェクトの合格者とでかうじて回しておられるんです。駿河台記念館の法職事務室の専任職員は、きわめて変則的ですが室長を含めてたつた二名なんです。それで公開答練だけではなく駿河台研究室全体の運営を無理に無理を重ねて行つてゐるわけです。万一、ワープロを中心とした専任職員が、風邪でも引いて、一日、二

日寝込んでいたら、全てはパンクです。ですから、これは正式には法職教育検討委員会のほうで、いろいろ詰めた話ををして、そして執行部や先輩のほうにお願いをすることになると思うんですけども、そういう現状にありますので、その点につきましては、認識を新たにしていただきたいと思います。

■講師の報酬は十分な額を

設楽 そういう予算のことは、私は分からぬ。

猪股 それは前にも承つておりますが、不要なものを削つておられる部分で、あまり心配はないということです。

野宮 カリキュラム改正後の法職講座の講師の予算、講師料がどれぐらいかという点が具体的になれば、この記念号が発行されるのが五月頃ですから、分かつたら具体的に記入しておいたほうがいいのじやないです。

鈴木 非公式な話で、まだ確定したわけではないのですが、大学としての一般論としては、いわゆる講師的なものになるわけです。

一こま幾らということですか。時間講師みたいな格好になるわけです。

そうしますと、たとえば、八月にゼミな
らゼミを、チューターが一週間、一〇日ワ

られた査定についても、それはやっぱり、少し実情を見てでないと理事会で発言できませんので、その点は十分検討する必要がございます。

私どもがこうやって集まつて座談会をやりますと、思いつき的な発言もあることはあるのでござりますけれども、やはりこういうところから、また新しい構想も生まれてくると思います。今日お伺いしました貴重なご意見を一つの出発点としまして、また次の作業に進んで参りたいと思います。今日は大変有難うございました。

以
上

一ヶとやります。年間にそれと匹敵する程度のものしか出ないような処遇が、現在の大学の実態らしいんです。従つて、具体的な金額は聞いておりませんけれども、少なくとも従前のいわゆる非常勤講師のお手当といいますか、報酬は極めて低いわけです。驚くほど低いということを、この間、教授との懇談の中でわれわれ委員会の委員の先生方から伺つております。これだけは特別のお手当でをと、言つたからといって容易に出てくるというものではないと思います。

るわけじゃないから。貴重な時間を潰して、若手の会員に講師をお願いしますというと、言い憎いけど、講師料のことの大切さはあります。

猪股 その点は別個に資料なりを執行部のほうで当つてみます。私たちは、予算を削

司会の不手際で多少要領を得ないところもありましたが、この辺で今日の座談会をおひらきにしたいと思います。最後に事務局長にご挨拶をいただきます。

進めてきたつもりでございます。それにしても、重要な課題や今日的問題については絞りながら討論したいところが沢山あると思いますので、一月二十八日の大学問題委員会において十分ご意見の開陳をさしていただきと同時に、これからも懇談会を開きまして、やはり大学や中大法曹会に対する要望などもざっくばらんに言つていただきたい

だきたいと思います。
司会の不手際で多少要領を得ないところ
もありましたが、この辺で今日の座談会を
おひらきにしたいと思います。最後に事務局
長にご挨拶をいただきます。
中津 本日はお忙しいところを、長時間に
わたりまして有難うございました。

テーマ 「中央大学法曹会の現状と将来」

一 中央大学法曹会の現状（会則の規定等による現況）

(1) 会員総数 二三八〇名（平成三年五月二五日現在）

東弁一一〇名 一弁四四六名

二弁三八二名

裁判所一八三名 檢察庁二三三名

公証人二六名

組織幹事長、副幹事長五名 常任幹事五〇名

幹事長、副幹事長、常任幹事は幹事の互選
以内幹事三〇〇名以内

(平成三年五月会則改正により増員)

会計監事三名以内
幹事、会計監事は総会で選出

幹事長、副幹事長、常任幹事は幹事の互選
毎年五月定時総会 二年

顧問、任期、期日
総会毎年五月定時総会 二年

新入会員歓迎、栄進・叙勲受章者祝賀・
懇親会開催、学校法人、教学、学員会本部等来賓の招待

幹事会年二回、常任幹事会年四回（同時開催年三回）

幹事会議題

- ①会務運営上重要事項
- ②学校法人中央

- 大学理事・監事、評議員その他の役員候補の推薦
- ③学員会役員候補者の推薦に関する事項。

委員会

- ①人事委員会

- ②会報編集委員会

- ③会則改正委員会

- ④法職教育検討委員会

- ⑤大学問題委員会

- ⑥募金委員会は停止中

会費

- 幹事会の議を経、総会の承認

- 幹事以上の会員は年会費一万円

事務局

- 事務局長、事務局次長六名

二 会活動運営の現状について

※ 会則の「目的」による「会員」の参加がなされ、会の運営が行われているか。

- ①会員相互の親睦
- ②中央大学の興隆と

- ③司法の発展に寄与する。

- こととされているが、現状は？

- 中央大学学員で、①東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹

- ②本会の趣旨に賛同する学員たる法曹

※ 現状の活動でよいか。十分に機能しているといえるか。

第一 会員についての問題

(1) [弁護士会員]

- a 都内に住所又は勤務場所を有するもの、主力は東弁、一弁、二弁（現在の名簿では）だが、都内に住所をもち横浜又は近県弁護士会に所属するものもある。……これは、現在の名簿には登載されていない。

- b 右記の弁護士以外のものは②の賛同会員とするか。元裁判官、検察官で、都内以外に住所、事務所をもつたもの。

- c 中央大学法曹会という名称で、一般に第三者から見た場合、もつと広く考えられる傾向はある。

[裁判・検察会員]

現在の名簿登載者は、全国的に網羅されており、東京都内に住所又は勤務場所を有しないものも、また、かつて、有したことがないものも、いちおう名簿上会員としている。

〔公証人〕

公証人にして、首都圏に住所又は事務所を有しないものはどうか。

(2) 会則は、有資格者を当然扱いとしている弁護士会員には、各所属会において、所属会員の法曹に、総会通知を出し、会報を頒布している。また、紙上参加の勧誘をしている。

しかし、①実体は、幹事以上の会員の参加を期待し、一般会員全員までの「積極参加」は容量の関係で期待していないのが本音ではないか。②会費徴収の実際（幹事のみ）からも、このことが窺えるのではないか。また、③幹事を一〇〇名から二〇〇名へ、二〇〇名から三〇〇名へ増員した会則の改正も、実体を以上のように抱えているのではないか。

会創立の理想・実体、四〇年を経過した現在「活性化」に向けて「会員」問題をふくめ検討すべきではないか。

(3) 最近、裁判・検察会員の積極参加は少ないのでないか。魅力ある会運営をするためには、「幹事中心の会運営」を改め、「委員会」には、幹事以外の法曹の積極的参加・加入を求める必要があるのでないか。→大学問題委員会、法職教育検討委員会、新規委員会の設置、大学の行事・学生に対する説明・講演等

第二 現在の会活動は、会則の目的に副って十分機能しているか。

(1) 会員相互の親睦

一般会員の参加による親睦（現在は年三回程度幹事会

等終了後の懇親会が中心)

慶弔、見舞いの実施の必要性

会報の発行、会員名簿の発行

(2) 中央大学の興隆と、司法の発展に寄与（人事推薦、意見具申）

① 学校法人の役職員、評議員候補者の推薦

② 中央大学学員会等の役員候補者の推薦等

③ 法職教育検討委員会・法職講座運営委員会の事業、

法職教育についての調査、検討及び協力

④ 大学問題委員会・中央大学の運営、教学、法学部教

育についての調査、検討、意見の具申、大学問題委員

会は、執行部の交替に關係なく活動すべきである。

大学問題委員会をさらに積極的、恒常的にするため、小委員会等を設け、専門的に調査、研究する。

研究会、講演会、座談会の開催

現状では年一回、二回

これを恒常的にするため、仮称「文化委員会」を設置する等。

広報活動の積極化

会報の発行を最低年一回とし、そのほか幹事会（年二回）ごとに、問題提起や大学の今日的課題を印刷物に特集し、一般会員の「健全な世論」を喚起する。

——南甲俱楽部では年四回発行、白門体育会では年一

会発行している。

第三 中大法曹会の活動を機能させ、さらに活性化を図るためにどうあるべきか、なにをなすべきか。

1 幹事等役員が固定化されていないか。また、役員のための会活動になつていなか。

2 若手法曹が、中大法曹会に魅力を感じ、参加が得られる状況にあるか。

3 これらの要望を満たすため、どのような施策をとるべきか。

4 司法試験受験生ばかりでなく、全学生に対して幅広く指導啓発するようにすべきではないか。

5 教授との対話、交流、意見交換を図る。比較法研究等への参加、時事問題の研究

6 研究会、講演会等を継続的に開催するように「文化委員会」を設置する。併せて、会報編集委員会は、広報活動を活発にする必要があるのではないか。

7 学員会他支部との積極的な交流を図る。

8 協議員会の形骸化を防ぎ、その活性化を図る。

9 評議員の若返り、活性化、選任方法の検討

10 中央大学基本規定（寄附行為）の検討

11 会費、会財政の検討・予算化の徹底

その他

資料 1 中大法曹第七号 座談会

検察庁 田中万一、山本清二郎、吉川正次、
河井信太郎等

テーマ 「中大法曹のあゆみ」

中央大学法曹会創立三十周年記念特集号

主な発言内容

- 一 中大法曹会の初会合……昭和二十六年六月四日東弁会
中大法曹創刊号…………岡 弁良「中央大学法曹会創立総会」
- 二 発会の端緒…………民訴研究会・南甲法窓会について
中大法曹第二号…………荻山虎雄「民訴研究会から中大法曹へ」
- 三 創立のころの運営
- A 幹事会 隔月常会・必要により臨時会
B 創立のころの世話役・幹事役の人たち
- 東 弁 山本政喜、清水繁一、馬越旺輔、
竜前茂三郎、犀川久平等
- 一 弁 大山菊治、斎藤素雄、橋本三郎等
二 弁 磯部常治、石井一郎等
- 裁判所 兼平慶之助、坂井改造、小川泉、
下関忠義等
- C 経 費 寄附金、会費（年会費一〇〇円、四十八年頃一〇〇〇円・答申による）
- 四 学員会職域支部第一号
- ・職域支部第一号の承認……昭和二十八年十二月十七日
・規約の改正・法曹会・学員会の支部として宣言
・中央大学創立七十周年記念事業「企画、募金運動、学員会の体質改善等」
・会員数 四九一名（東弁三一一、一弁一〇一、二弁三五、裁判所一八、検察庁二四、法務府二名）
五 活動と行事
・年一回総会、朱転・叙勲祝賀会、歓送迎会、激励会
・司法試験改正反対運動……昭和三十九—四十年
・司法試験改正反対各大学法曹会有志懇談会を設ける。
組織的運営に向けて
昭和四十一年会員数 一三九七名
- 東弁七七〇、一弁二四二、二弁一九八、裁判所七六、
検察庁一一
六 中央大学とのかかわり合い
人事問題
昭和三十五年ころから評議員、理事・監事を会を通し
て推薦

・記念行事・募金活動

昭和三十年・七十周年、昭和四十年・八十周年、昭和五十年・九十周年

・学員会協議員、学研連出身法曹と並立して推薦

八 大学紛争と中大法曹会

昭和四十二年・学費値上げによる大学紛争

常置委員会・昭和四十三年……全学封鎖

昭和四十四年八月機動隊による明渡しによる授業、講義再開

九 中大法曹会の機構改革等

・中大法曹会会則の改正（昭和四十四年五月十七日）、

委員会の設置等機構改革と大学に対する意見の具申

1 目 的 中央大学の興隆と司法の発展に寄与（追加）

——従来のお仕着せ的会則からの脱皮

2 事 業 中央大学の健全な運営に協力し、意見を

具申すること

会報（昭和四十四年創刊号）及び会員名簿の発行

研究会、講演会、座談会の開催

等を追加改正

3 役 員 幹事（一〇〇名、常任幹事の増員、副幹事長の増員）

幹事会開催の義務づけ（幹事会年二回、常任幹

事会四回）

5 少数会員の請求による総会の招集

6 大学問題特別委員会の設置（昭和四十四年七月）

7 大学の基本規定改正問題の検討について

・学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会

昭和四十四年十一月 同規則制定・施行

・中大法曹会・大学問題特別委員会

8 目 的 大学紛争の実相・原因を明らかにして、法の秩序による大学自治の確立をめざし、時宜に適した対策を立て、母校の興隆に寄与するため意見を具申

活動内容

大学の理事、教授との懇談、座談会等の開催、調査、検討

9 中央大学法曹会として意見書を提出
昭和四十九年七月・意見書としては第一号

その内容

1 総長と学長との関係に関する事項

2 役員に関する事項

理事の定員、事業理事、常任理事

3 理事会に関する事項

評議員会及び評議員に関する事項

選任評議員の定数について（二〇〇名以内・現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

評議員会の議決事項について（ほぼ現行どおり）

以上中大法曹第三号、第四号

歴代幹事長の氏名

初代	二代	三代	四代	五代	六代	七代	八代	九代	一〇代	一一代	一二代	一二三代	一二四代	一二五代	一二六代	一二七代	一二八代	一二九代	一二〇代	一二一 信部	一二二 瀧澤 國雄	一二三 高雄
岡 弁良	大山 菊治	柴田 武	竜前茂三郎	山本 政喜	富田 喜作	近藤航一郎	今井 忠男	石田 寅雄	大塚喜一郎	山本清二郎	昭和三十九年～四十年	昭和三十八年～三十九年	昭和三十六年～三十七年	昭和三十四年～三十六年	昭和三十三年～三十四年	昭和三十二年～三十三年	昭和三一年～三二年	昭和二八年～三九年	昭和二七年～二八年	昭和二六年～二七年	昭和二五年～二六年	昭和二四年～二五年
昭和二八年～三九年	昭和三十六年～三七年	昭和三四年～三五年	昭和三三年～三四年	昭和三二年～三三年	昭和三一年～三二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	昭和四一年～四二年	
昭和五八年～五九年	昭和五六年～五七年	昭和五四年～五五年	昭和五三年～五四年	昭和五二年～五三年	昭和五一年～五二年	昭和五一年～五二年	昭和正男	小池金市	入江	松井宣	後藤英三	大塚喜一郎	山本清二郎	今井忠男	石田寅雄	近藤航一郎	富田喜作	山本政喜	柴田武	竜前茂三郎	岡弁良	大山菊治
昭和五八年～五九年	昭和五六年～五七年	昭和五四年～五五年	昭和五三年～五四年	昭和五二年～五三年	昭和五一年～五二年	昭和五一年～五二年	昭和正男	小池金市	入江	松井宣	後藤英三	大塚喜一郎	山本清二郎	今井忠男	石田寅雄	近藤航一郎	富田喜作	山本政喜	柴田武	竜前茂三郎	岡弁良	大山菊治
（以上中大法曹第七号掲載による）																						

資料2 中大法曹第九号 座談会

主な発言内容

テーマ 「中大の将来を語る」
母校創立百周年記念号 昭和五十九年十二月一日

- 一 これまでの中大の特徴（多摩移転前）
- 二 建学の精神と校風
- 三 中大生の同窓意識と母校愛
- 四 魅力ある大学の条件
- 五 素質のある学生を集めための入試制度と卒業生の進路
- 六 中大卒業生の進路
- 七 現在の中大生の現状（多摩移転後）
- 八 スポーツの振興
- 九 教学陣の強化の必要
- 十 司法試験について
- 十一 これからの中大大学 一百周年後

十二 アンケート調査

B 法曹会の発言力の強化と組織づくり

- ① 法職講座を受講する方に
- ② 在学生へのアンケート
- ③ 中大出身の司法修習生の方に

資料3 中大法曹第十号 座談会

テーマ 「学生生活と司法試験」

—司法修習生との座談会—

昭和六十一年十月三十一日

主な発言内容

- 一 本学入学（進学）の動機
- 二 多摩移転の影響
- 三 講義・ゼミ等の諸問題
- 四 司法試験受験の契機づけ
- 五 大学のカリュラムと司法試験の関係
- 六 学研連等研究室の問題点
- 七 司法試験予備校の問題点
- 八 司法試験の勉強方法・法職講座への要望
- 九 中央大学法曹会に望むこと

A 開かれた自由な、活気のある大学にするためのアドバイス（提言・協力・意見具申）

資料4 中大法曹第十一号 座談会

テーマ 「大学の法学教育と司法試験の改革問題」

昭和六十三年十一月十二日

主な課題内容

- 一 大学における法学教育の現状と司法試験受験との関係
- 二 司法試験改革の大学法学教育に与える影響
- 3 1 受験回数制限
- 2 大学推薦制
- 3 合格者数の増加
- 四 資料
- 五 大学法学教育と司法試験のあるべき姿との関連
- 六 大学問題委員会、中大学研連委員会
- 七 中間答申書」「意見書」
- 八 「司法試験改革試案に対する意見書」

資料 5 中大法曹第十二号 座談会

テーマ 「司法試験改革とわが大学の法曹教育」

平成二年十一年十七日

主な課題内容

- 一 司法試験改革問題の経緯と現在の状況
- 二 司法試験の現状と大学法曹教育の問題点
- 三 中央大学におけるこれから法学教育のあり方
- 四 法曹を志すものの増加案
- 五 実務法曹と学生との交流が大切
- 六 合格者増加案は
- 七 受験指導の強化体制
- 八 法学部の授業と司法試験の関連性
- 九 司法演習や特別講義の設定
- 十 現在の法職講座の内容と実態について
- 十一 法職講座と受験予備校との相違点
- 十二 受験生の継続的指導体制について

以上

資料 6 中央大学法曹会の大学に提出了した 「意見書」等

※中央大学法職教育の強化充実に関する意見書

第一部 総論－現状の分析及び今後の対策

第1 現状の分析

- 1 合格者数の変遷－他大学との比較において
- 2 合格者数変遷の分析
- 3 中大における受験生の現状
- 4 受験環境の変化

第2 今後の対策

- 1 合格者漸減傾向の原因分析の必要性
 - 2 大学の役割
- ### 第二部 諮問事項
- 1 「中大法学院法律学科内に『法職専門コース』を設置すべきである。」
 - 2 対策の要旨

- (1) 「基本法コース」（法職専門コース）
- (2) 「実務法コース」

- 2 対策を必要とする理由
- 法職講座をより一層強化するための改善策

現行法職の概要

(1) 改善すべき事項

第3 大学会館（駿河台）で、卒業生を対象とした法職

講座を開設すべきである。

1 対策の要旨

2 対策を必要とする理由

※中央大学教授陣の強化充実に関する意見書

※中央大学法学部の入学試験の改善に関する意見書

※学研連棟を校門外に移転することについての要望書

以上「中大法曹」第九号

中央大学創立百周年記念号所掲

昭和六十年五月十三日提出

※司法試験改革試案に対する意見書

(中大学研連 昭和六十三年十一月提出)

第1 緒 言

第2 司法試験改革試案について

第3 法曹懇の意見

第4 受験回数の制限について

第5 回数制限の疑問点

第6 試案の内容と法務省の見解

第7 大学推薦制について

第8 問題点の個別的検討

第9 司法試験合格者の増加について

第10 はじめに

第11 法曹人口（司法試験合格者）増加の必要性

※答申書（中大法曹会昭和六十三年二月二十二日提出）
1 法曹人口の増加について
2 受験回数制限について

※司法試験の試験方法の改善について

(中大学研連昭和六十三年一月二十日提出)

第1 問題の所在

第2 短答式試験について

第3 論文式試験について

第4 口述試験について

第5 結論

第6 司法試験の試験方法の改善について
第7 試案の政策的疑問点
3 2 1 試験方法の改善についての提言
中大学研連の意見
結語

幹事長懐古



(第十二代) 中央大学法曹会元幹事長

松井

宣

中大法曹七号によると私は十二代目で、昭和四十八年度、同四十九年度の幹事長を仰せつかって居た。

今回は記念行事実行委員長を命ぜられ、委員各位、事務局の諸兄と共に、この七号の三十周年記念式典等事業報告を範として実行することができたことは、誠に有り難いことで心から感謝の意を捧げる。

中大法曹は、九代幹事長石田寅雄先生（副幹事長、赤坂、松井）のときに創刊されたもので、巻頭の会員の写真、座談会の記事等は、今となれば貴重なものである。

表紙の中大青年像は、二号では中大旧図書館に変わり、初代幹事長岡弁良先生への追悼文（山本清二郎先生）が収録されて居る。

三号の表紙は中大の「多摩校舎完成予想写真」で、私は、偶感としてカナダ、メキシコ、ブラジルの大学のキャンパス訪問の感想と中大多摩キャンバス完成を待望し、大学は人材の養成と生涯学習の中心となるべきではないかとして、次のことを書いた。

「大学の学問の研究と人材の養成、はたまた社会への奉仕も、漸次、国際的視野に於いてなされなければならず、

教育工学を駆使することによつて私どもで果たせなかつた眞に国際的活動力を持ち渉外的発展力ある青年を養成されることが望まれる。それがためには外国語も英独佛にとどまらず、中国語、スペイン語はもとよりインドネシア語、スワヒリ語、ロシア語等々の選択的教育が必要となろう。』

現在、母校は総合政策学部新設許可申請を終えられ、バイリンガルが強調され、各学部の改革の論議の中にいづれもこうした姿勢が反映されて居ると思われることは何としてもよろこばしいことである。

昭和四十八年三月には先輩今井忠男先生（八代幹事長）が日弁連会長の任期を終了され、輩下であつた私も一ヶ月程おくれて日弁連事務総長を退いて間もなく幹事長を仰せつかり、大塚喜一郎先生の最高裁入りに伴つて欠員となつた大学理事を仰せつかり、理事の一員として幾度か多摩校舎建設の現場に臨み、文部省の視察の方々とも接触する機会に恵まれたが、落成時に文部省の役人があの東洋一を誇つた施設を見て「官学は到底私学に及ばない」と言わされたことが忘れられない。母校の教授陣の充実によつてこの面からも「官学は私学に及ばない」という言葉も聞き度いものである。